

(表紙)

第3回

史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会 検討資料

## 史跡取掛西貝塚 保存活用計画 (素案)

令和4年 月 日

船橋市教育委員会

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

第2節 計画の目的と対象範囲

・史跡等の現状の概略／史跡等の課題の概略／課題をふまえた目的／計画の対象範囲

第3節 委員会の設置・経緯

第4節 関連計画との関係

第5節 計画の実施

第2章 史跡取掛西貝塚の概要

第1節 指定に至る経緯

・遺跡に係る重要性の判明／重要遺跡の保存に向けた施策／  
土地取得による保存措置及び国史跡指定の経緯

第2節 指定の状況

1. 指定告示

2. 指定説明文とその範囲

3. 管理団体の告示

第3節 取掛西貝塚を取り巻く環境

1. 自然的環境

2. 歴史的環境

3. 社会的環境

・人口／産業／交通／土地利用／地域資源／法的規制等／遺跡周辺の  
概要

第4節 発掘調査等の成果

・自然的調査（地形・地質、植生）／歴史的調査／社会的調査

第5節 史跡指定地の状況

・史跡指定地の現況／土地所有／所有関係／管理団体／  
公有化の経緯・状況

第3章 取掛西貝塚の本質的価値

第1節 史跡等の本質的価値の明示

第2節 構成要素の特定

(1) 構成要素の特定の考え方

・「価値」に関わる部分／「範囲」に関わる部分

(2) 構成要素

第4章 現状・課題

第1節 保存（保存管理）

第2節 活用

第3節 整備

第4節 運営・体制の整備

第5章 大綱・基本方針

- 第1節 大綱
- 第2節 基本方針

## 第6章 保存（保存管理）

- 第1節 方向性
- 第2節 方法
  - (1) 地区設定
  - (2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準
  - (3) 周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的手法
  - (4) 追加指定
  - (5) 公有化
  - (6) 維持管理
  - (7) 調査・研究の実施

## 第7章 活用

- 第1節 方向性
  - ・長期的なイメージ／短期的なイメージ
- 第2節 方法
  - (1) 学校教育における活用
  - (2) 社会局幾における活用
  - (3) 地域における活用
  - (4) 活用におけるゾーニングのイメージ

## 第8章 整備

- 第1節 方向性
- 第2節 方法
  - (1) 保存のための整備
  - (2) 活用のための整備

## 第9章 運営・体制の整備

- 第1節 方向性
- 第2節 方法
  - (1) 管理体制の充実（管理団体）
  - (2) 市民の理解・協力の促進
  - (3) 学校教育との連携
  - (4) 土地所有者・管理者との連携
  - (5) 庁内・関係機関との連携体制整備
  - (6) 保存・活用・整備のための調査研究についての専門的な体制整備

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

- 第1節 実施すべき施策の方向性
- 第2節 実施すべき主な施策
- 第3節 実施計画の期間

第 11 章 經過觀察  
第 1 節 方向性  
第 2 節 方法

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

史跡取掛西貝塚は、東京湾北岸部の台地上、千葉県船橋市飯山満町1丁目・米ヶ崎町にあります。平成20（2008）年の5次調査で、東京湾東岸部ではじめて約1万年前（縄文時代早期前葉）の貝塚が発見され、全国的にみても希少で重要な遺跡であることがわかりました。

その後、平成28（2016）年に分布調査、平成29（2017）年から令和元（2019）年まで、保存目的の範囲・内容詳細確認調査を実施しました。その結果、本遺跡の全域にわたって、約1万年前（縄文時代早期前葉）と約6千年前（縄文時代前期前半）の集落跡ならびに貝塚が良好に保存されていることが確認され、東京湾東岸部最古の貝塚であるとともに、動植物遺体や骨角牙器、貝製品、土器・石器などの豊富な出土品により、約1万年前の暮らしを伝える関東地方最大級の遺跡であることがわかりました。

これらの成果を受け、国史跡として保存すべき範囲とその学術的価値が明らかとなったことから、取掛西貝塚は、令和3（2021）年10月11日付け文部科学省告示第164号で、文部科学大臣により、文化財保護法（以下、「法」という。）第109条第1項に基づく史跡に指定されました。また、令和4（2022）年2月3日付け文化庁告示第2号で、船橋市は法第113条第1項に基づく管理団体に指定されました。

史跡は我が国の歴史・文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、貴重な国民的財産です。史跡取掛西貝塚は、民有地が史跡指定範囲の多くを占めており、未指定地も多くあります。そのため、史跡の価値が損なわれることがないように、確実な史跡保護を図るためのルールを明確化し、土地所有者等と共有することが必要です。そこで、船橋市教育委員会は、史跡取掛西貝塚の適切な保存と活用を図るため、保存活用計画を策定します。



## 第2節 計画の目的と対象範囲

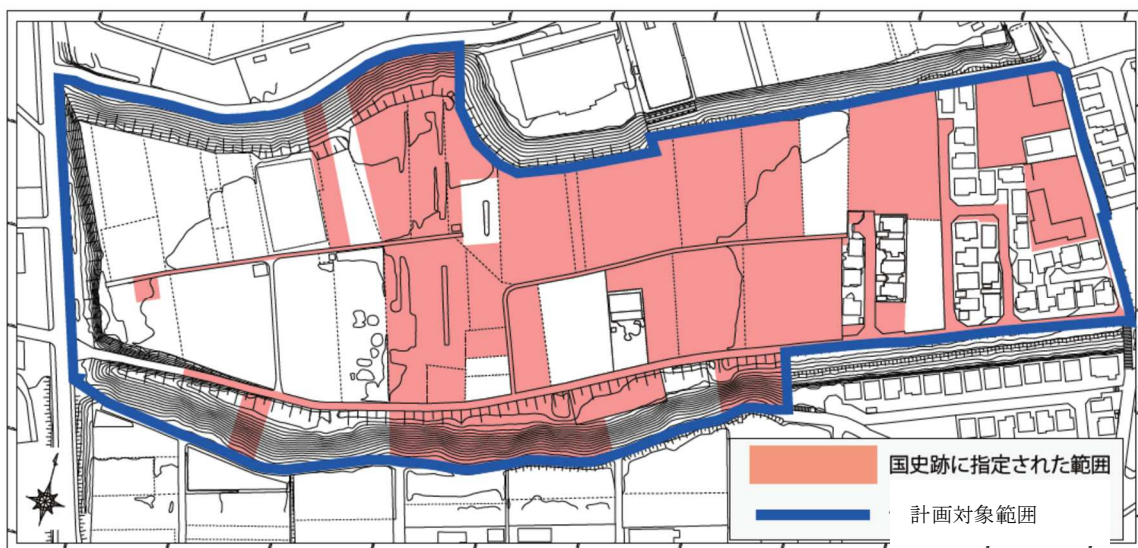
### 1. 計画の目的

本計画の目的は、史跡取掛西貝塚の適切な保存と活用・整備についての方法・指針を明示することにあります。本書では、大きく以下の4点について、その考え方や方法等を示し、保存活用の指針とします。

- ・ 史跡の本質的価値を示すこと
- ・ 価値を構成するさまざまな要素を整理すること
- ・ 史跡を適切に保存管理する考え方や方法を示すこと
- ・ 今後の整備・活用に関する方法や体制について考え方を示すこと

### 2. 計画の対象範囲

取掛西貝塚の東側と西側は、戦後の土砂採取により削平され、島状に残った台地全体が遺跡の範囲となっています。北と南斜面は、工事等により一部が削平されていますが、大部分は地形が良好に残っており、台地の景観を良好に残しています。現在、史跡指定されている範囲は台地上の一部分ですが、指定外の範囲にも縄文時代の集落跡や貝塚が遺存しており、斜面を含めた台地全体について保護を図る必要があります。こうした観点から、本計画の対象範囲について下図のとおり設定します。



取掛西貝塚 国史跡の指定範囲図

計画対象範囲の図面は、もう少し、広い範囲の地図で示した方がよいか

策定委員会が途中ですので、項目・構成等の確認をお願いします

### 第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元関係者、学校教育関係者などで構成する「取掛西貝塚保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という）を設置しました。策定委員会の事務局は船橋市教育委員会文化課とし、文化庁及び千葉県教育庁文化財課の指導・助言を受けました。

表 取掛西貝塚保存活用計画策定委員一覧

| 委員   | 氏名              | 所属                              | 専門分野         |
|------|-----------------|---------------------------------|--------------|
| 委員長  | 阿部芳郎            | 明治大学 文学部 教授<br>(船橋市文化財審議会委員)    | 考古学          |
| 副委員長 | 樋泉岳二            | 明治大学 研究・知財戦略機構<br>研究推進員         | 動物考古学        |
| 委員   | 米田穰             | 東京大学 総合研究博物館 教授                 | 考古科学         |
| 委員   | 押田佳子            | 日本大学 理工学部 准教授                   | 緑地計画・観光まちづくり |
| 委員   | 秋山邦雄            | 歴史環境計画研究所 所長                    | 史跡整備         |
| 委員   | 朝倉暁生            | 東邦大学 理学部 教授 (船橋市<br>教育委員会 教育委員) | 環境・教育        |
| 委員   | 今井 弘            | 金杉台中学校 校長                       | 教育関係者        |
| 委員   | 田中 (鈴木) 智子      | 習志野台第二小学校 主幹教諭                  | 教育関係者        |
| 委員   | 森内優美<br>(令和3年度) | わかば町会 町会長                       | 地元自治会        |
| 委員   | 野田雅一<br>(令和4年度) | わかば町会 町会長                       | 地元自治会        |
| 委員   | 小川知良<br>(令和4年度) | 米ヶ崎町会 町会長                       | 地元自治会        |
| 委員   | 小川 賢<br>(令和3年度) | 米ヶ崎町会 町会長                       | 地元自治会        |

オブザーバー

| 氏名    | 所属・役職等                        | 備考    |
|-------|-------------------------------|-------|
|       | 文化庁文化財第二課<br>文化財調査官           | 令和4年度 |
| 黒沢 崇  | 千葉県教育庁文化財課指定文化財班<br>主任上席文化財主事 | 令和3年度 |
| 松浦 誠  | 千葉県教育庁文化財課指定文化財班<br>文化財主事     | 令和4年度 |
| 速水 成美 | 千葉県教育庁文化財課指定文化財班<br>文化財主事     | 令和4年度 |

事務局

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 三澤 史子 | 教育委員会生涯学習部長             |
| 松田 修  | 教育委員会生涯学習部文化課長          |
| 白井 太郎 | 教育委員会生涯学習部文化課課長補佐       |
| 小中 美幸 | 教育委員会生涯学習部文化課文化財保護係長    |
| 植木 雅博 | 教育委員会生涯学習部文化課文化財保護係主任主事 |
| 水沼 頼子 | 教育委員会生涯学習部文化課文化財保護係主事   |

| 開催回数 | 開催日       | 主な協議・報告事項 |
|------|-----------|-----------|
| 第1回  | 令和4年3月16日 |           |
| 第2回  | 令和4年6月17日 | 現地視察・     |
| 第3回  | 令和4年11月2日 |           |
| 第4回  |           |           |
| 第5回  |           |           |
| 第6回  |           |           |
| 第7回  |           |           |
| 第8回  |           |           |



○史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 史跡取掛西貝塚の適切な保存管理及び活用に関する計画を策定するため、史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 史跡取掛西貝塚保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に関すること

(2) その他保存活用計画の策定にあたり必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 教育関係者

(3) 地元自治会代表

(4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を

聴くことができる。又、関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営については、委員長が別に定める。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営

が著しく阻害されると認められる場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部文化課において処理する。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定

める。

附則

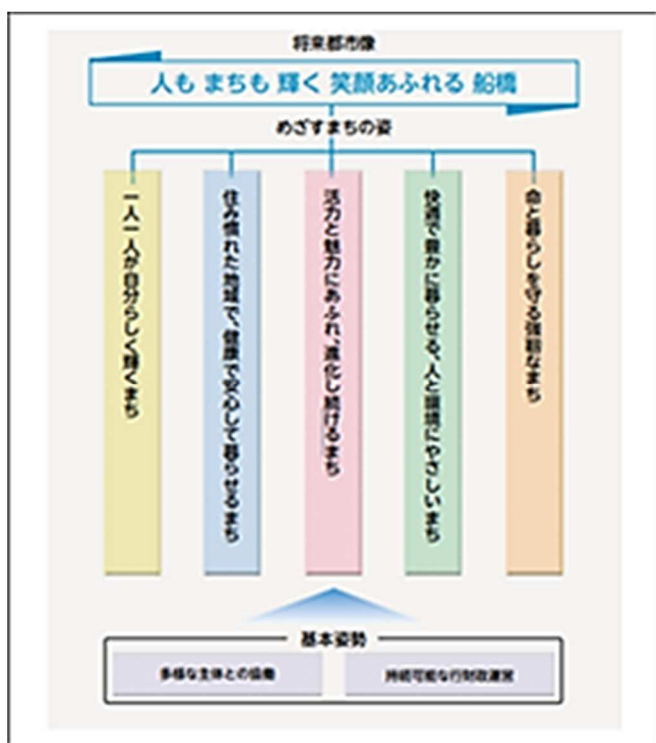
この要綱は、令和4年2月22日から施行する。

## 第4節 関連計画との関係

保存活用計画は、「第3次船橋市総合計画」をはじめ、教育・環境・景観等の関連計画と密接に関わってくることから、諸計画と整合性を図る必要があります。

以下、主な上位計画・関連計画について概要を示し、本計画の位置づけを整理します。

### 第3次船橋市総合計画（計画期間：令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）



船橋市では、将来に向けてめざすべき姿を市民と共有するとともに、複雑多様化する地域課題を克服し、本市の持つ強みをさらに伸ばす施策を展開していく指針とするため、まちづくりにおける最上位計画として「第3次船橋市総合計画」を策定しています。総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

「基本構想」では、将来都市像として「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」を掲げ、5つのめざすまちの姿を示しています。「基本計画」では、「文化財の保存・活用」を主要な施策の一つとし、主な取組として

「重要な遺跡の保存と活用・整備」「身近な地域の文化財や歴史を学ぶ機会の充実」をあげています。

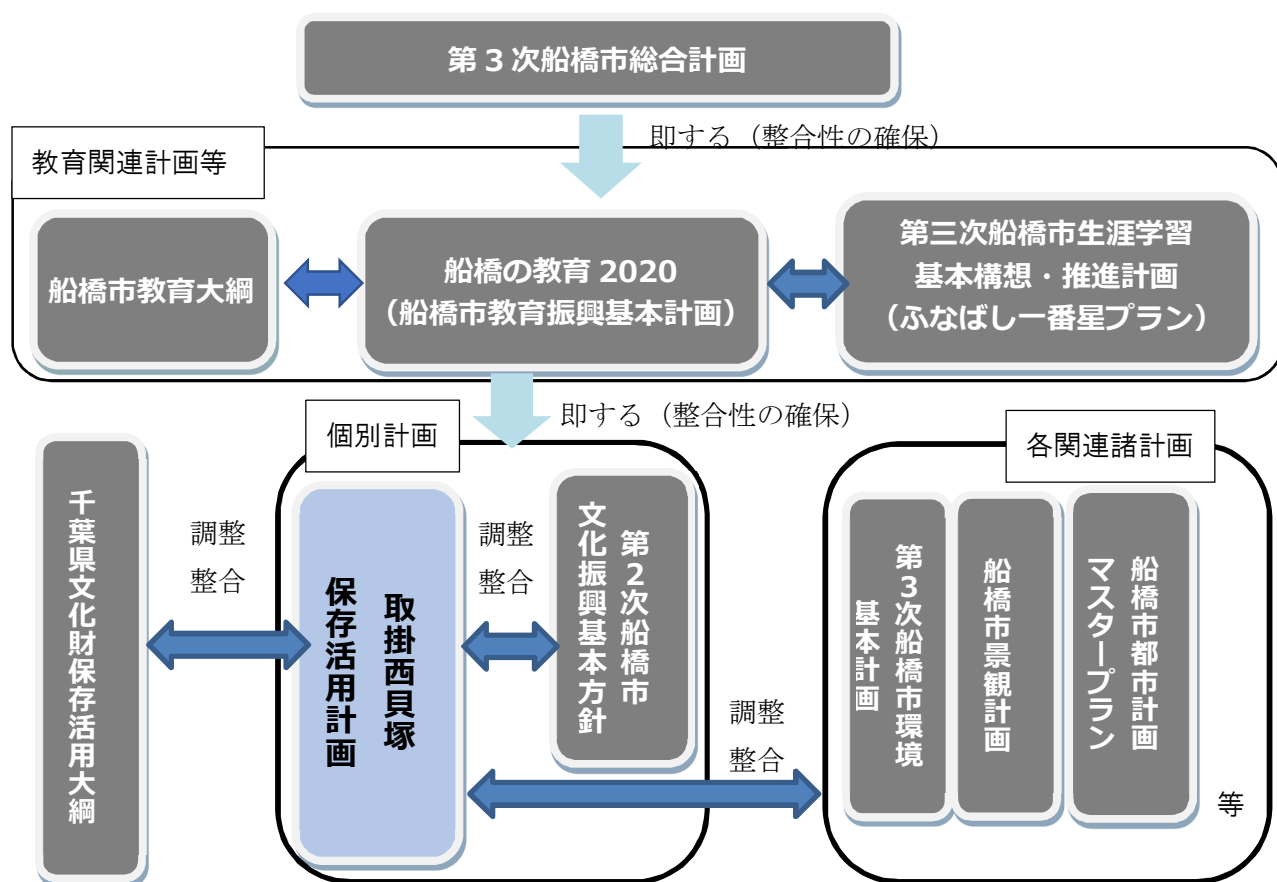
「実施計画」（計画期間：令和4（2022）年度～令和6（2024）年度）では、「文化財の保存・活用」として、「取掛西貝塚保存・活用事業」や「文化財普及事業」を位置付けています。

### 船橋の教育 2020—船橋市教育振興基本計画（計画期間：令和2（2020）～令和7（2025）年度）

本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、船橋市総合計画のうち、教育に関する個別計画としても位置付けられています。基本方針1「生涯学習の推進を図ります」／推進目標3「文化の振興」／施策4「文化を伝える取組の推進」で、「取掛西貝塚保存事業」を主な事業として位置付けています。

**第2次船橋市文化振興基本方針（計画期間：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）**

「第2次船橋市文化振興基本方針」は教育に関する個別計画です。この中の「基本目標Ⅳ 活かし伝える／施策① 各地域の文化資源を活用する取組の充実」で、取掛西貝塚をはじめとする地域固有の歴史を体現する遺跡の積極的な調査・研究を行い、その成果を市民に還元するとともに、文化財を将来にわたり引き継ぐ機運を高めることとしています。あわせて「基本目標Ⅳ 活かし伝える／施策②「地域の有形・無形の文化財を大切に守り、次世代へ継承する仕組みの構築」では、地域の文化財を損壊・消失からの保護を進め、素材や環境に応じた適切な保存措置を講じることとしています。



第●図 本計画と他計画との関係図

## 第5節 計画の実施

本計画は令和5年度の保存活用計画書の完成と、以降の諸手続きを経て発効します。その実施期間は、令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10か年とします。そして本計画は、短期(5か年)及び中期(短期計画後の5か年)、それ以降を長期計画に区分して実施します(詳細は第10章第3節を参照)。また、今後の追加指定や公有化の進捗、社会情勢等の影響が予想されることから、必要に応じた時期に見直しを行います。

この項目は、活用・整備等の議論をしてから、検討します

## 第2章 史跡取掛西貝塚の概要

### 第1節 指定に至る経緯

#### 1. 遺跡に関する重要性の判明

取掛西貝塚では平成11年に初めて発掘調査が行われ、その後、平成18年の4次調査まで、縄文時代前期の集落跡及び貝塚が検出されていました。ところが、平成20年の5次調査で縄文時代早期前葉の竪穴住居跡10軒を検出し、さらに東京湾東岸部で初の事例となる同時期の貝塚が発見されました。この調査成果により、取掛西貝塚への認識が縄文時代早期前葉の集落跡を含む遺跡であると改められるとともに、船橋市域にとどまらない遺跡の重要性が判明しました。

#### 2. 重要遺跡の保存に向けた施策

船橋市では、平成26年の海老ヶ作貝塚損壊事件を契機に、重要な遺跡を市民共有の財産として考えるとともに、現状保存を念頭に保護に取り組むことにしました。保護すべき重要な遺跡として、まず、取掛西貝塚の保存に着手しました。

取掛西貝塚は、その一部が宅地化されたものの、平成27年の時点で50,000㎡をこえる範囲が畑地・山林として残っており、市史跡への指定などにより、宅地化が進む前に現状保存をはかる必要があると考えました。そこで、船橋市は、今後の現状保存の計画と市史跡指定に向けての基礎資料を得る目的で、平成28年度に畑地部分を対象に分布調査を計画しました。当初は平成28年10～12月に実施する計画であり、調査について土地所有者への事前説明をはじめましたが、一部の土地所有者から範囲内の土地について宅地開発したいとの相談を受けました。これに対して、保存のための土地取得について判断するため、遺跡の評価を早急に行う必要が生じました。そこで、分布調査の実施時期を早め、平成28年7～8月に前倒しで実施することになりました。その結果、当初の予想を超え、現存する台地上のほぼ全域において、縄文時代早期前葉の遺物が散布する状況が認められ、遺跡の規模・範囲が広範囲に及ぶことが判明しました。

#### 3. 公有化による保存措置および国史跡指定

上記の成果をもとに、取掛西貝塚を現状保存していく方針を船橋市として決定しました。前項の相談を受けた土地については土地所有者と協議を行い、船橋市で土地を取得し、現状保存することとして、平成28年11月28日付けで船橋市文化財（史跡）に指定しました。

また、分布調査の成果により、遺跡の価値や希少性、重要度が高く見込まれることから、国史跡を目指して保存・整備事業を進めることとなりました。

保存にあたり、遺跡の範囲、規模および構造等をより詳細に把握する必要があることか

ら、国庫および県費の補助を受けて、平成 29 年度から令和元年度まで、保存目的の範囲・内容詳細確認調査を実施しました。

さらに、令和 2 年度に、これまでの取掛西貝塚に関する調査・研究の成果を取りまとめ、『取掛西貝塚総括報告書』として刊行し、取掛西貝塚の学術的・歴史的価値を明らかにしました。

取掛西貝塚の保護する範囲のうち約 5 割について地権者から国史跡指定の同意を得られたことから、令和 2 年度に文部科学大臣宛て国史跡指定に関する意見具申を行い、令和 3 年 6 月 18 日の国の文化審議会の答申を経て、令和 3 年 10 月 11 日の官報告示により取掛西貝塚が国史跡に指定されました。また、令和 4 年 2 月 3 日の官報告示により、船橋市が取掛西貝塚の管理団体に指定されました。





早期前葉の撚糸文期の竪穴建物一〇棟に加え、ヤマトシジミを主体とする貝層やイノシシとシカの頭蓋骨を並べた儀礼跡とみられる遺構が見つかったことで、全国的な注目を集めた。その後、令和元年度まで実施した発掘調査により東西約三二〇メートル、南北約一〇〇メートルの範囲から縄文時代早期前葉の稲荷原式期及び花輪台式期の竪穴建物一三棟、並びに東山式から平坂式期の竪穴建物一九棟のほか、竪穴の窪みに形成されたヤマトシジミを主体とする貝層が見つかり、同時期の集落としては関東最大級の規模であることが判明した。

これら一連の調査によって、縄文時代早期の遺構の分布と変遷が明らかになっただけでなく、放射性炭素年代測定から約一万年前に営まれた集落であることが確定した。また、狩猟に用いられた石鏃、堅果類の加工に用いられた磨石・敲石・石皿、木材加工などに使用された石斧類といった各種石器と、骨針や刺突具、貝刃などの骨角貝製品の内容から集落で行われた生業の様子が明らかとなった。さらに、イノシシの犬歯やサメの歯、ツノガイやタカラガイを素材とした装飾品、焼けたイノシシやシカの骨が集中して見つかった竪穴建物からは当時の精神文化や儀礼の様相をうかがい知ることができる。

貝塚から出土した動植物遺存体や土器表面に残された種実圧痕の分析から当時の食料や生業活動、周辺環境についても推測することが可能となった。動物遺存体のうち、貝類は汽水性のヤマトシジミが最も多く、淡水性のカワナ類やオオタニシ、内湾干潟に棲息するハマグリもみられ、貝類採集の活動領域が汽水域を中心としながらも淡水域から内湾干潟に至る幅広い範囲に及んでいたことが判明している。また、魚類は淡水から汽水性のコイ科やボラ科、回遊性のニシン科など多様な環境に生息する種がみられ、淡水域から内湾沿岸域に及ぶ広範な水域を漁場とし、大小様々な魚種を捕獲する漁獲技術が確立していた様子うかがえる。さらに、鳥獣類は中型獣のイノシシ・シカを主体とする一方、タヌキやノウサギなどの小型獣やキジ類・カモ類などの鳥類が多くみられ、多角的な狩猟活動が行われていたことが分かる。

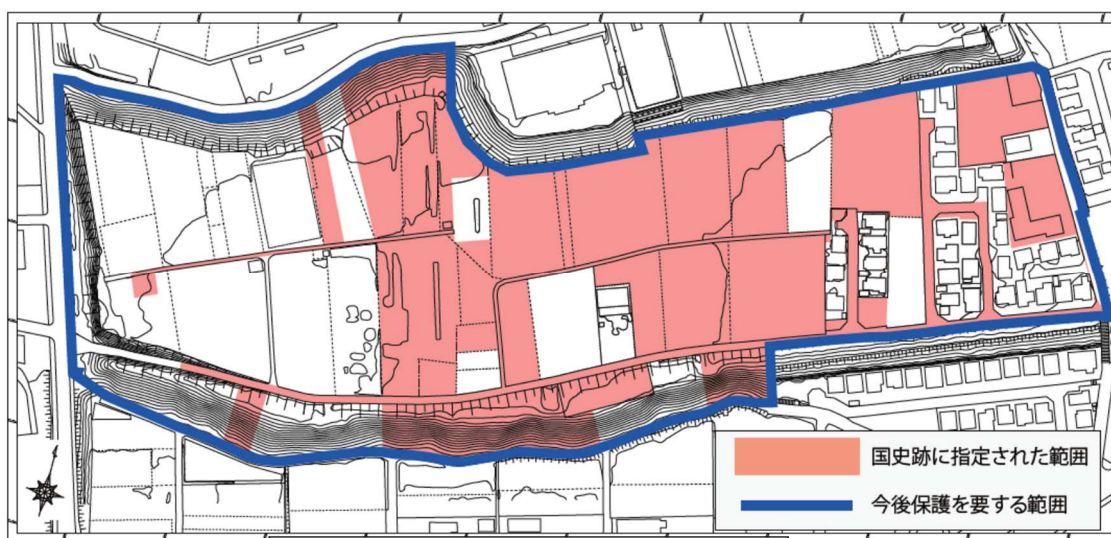
植物遺存体は堅果類のオニグルミ、漿果類のエノキ属やキハダ、カラスザンショウ、ミズキが出土している。土器圧痕ではカラスザンショウとミズキが比較的多くみられ、ダイズ属やササゲ属等のマメ類も検出されている。また、屋内に棲息し、貯蔵した堅果類などを食害するコクゾウムシ属の圧痕も検出されている。これは、現時点で国内最古級の事例であり、縄文時代早期前葉における食料貯蔵や居住の定着性を評価する上でも重要である。

縄文時代早期前葉の貝塚は全国的にみても数が少なく、取掛西貝塚は集落と貝塚の関係が分かる貴重な事例である。また、東京湾東岸は列島の中でも貝塚が多く密集する地域として知られ、早期から晩期まで、縄文時代各時期の貝塚が分布しているが、その中でも本遺跡は最古段階の貝塚を伴う集落であり、地域における貝塚形成の開始期の状況を知る上で欠くことのできない遺跡である。

このように、取掛西貝塚は縄文時代早期前葉の集落として、関東最大級の規模をもち、

豊富な出土品から当時の生業や精神文化、居住の実態に迫ることのできる稀有な例である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

出典：文化庁文化財第二課 2021「新指定の文化財―記念物―」『月刊文化財』第 696 号（令和 3 年 9 月号）第一法規株式会社



第●図 取掛西貝塚の国史跡指定範囲

位置：千葉県船橋市飯山満町一丁目及び米ヶ崎町

面積：39,032.42 m<sup>2</sup>

### 3. 管理団体とその告示

文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

| 上欄    |                   | 下欄       |
|-------|-------------------|----------|
| 名称    | 指定告示              | 地方公共団体名  |
| 取掛西貝塚 | 令和三年文部科学省告示第百六十四号 | 船橋市（千葉県） |

令和四年二月三日

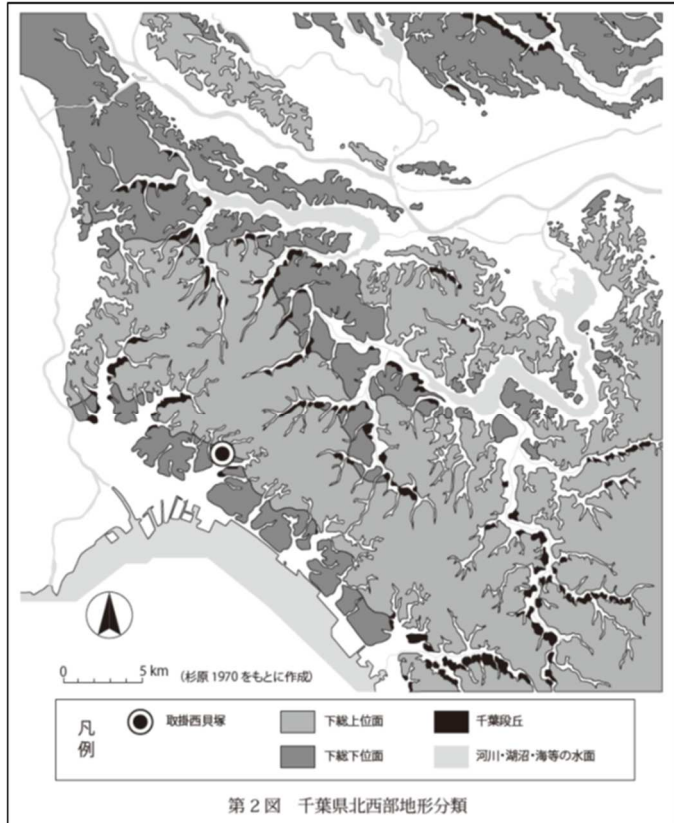
総括報告書の記載をもとに構成しています。

### 第3節 取掛西貝塚を取り巻く環境

#### 1. 自然的環境

##### (1) 船橋市の位置および地理的概要

千葉県船橋市は千葉県北西部に位置し、中心市街地（市役所本庁舎所在地）の地理的位置は北緯 35 度 41 分 41 秒、東経 139 度 58 分 57 秒です。本市の面積は 85.62 km<sup>2</sup>で、市域の広がりには東西 13.86km、南北 14.95km です。地形的には、関東平野南部の下総台地の一部に位置し、小河川による樹枝状の開析谷が発達しています。下総台地は下総上位面、下総下位面、千葉段丘に分類され、市内の河川は市域北西から南東にかけて広がる下総上位面を境に、東京湾水系と利根川（印旛沼）水系に分かれています。



また、海岸部には沖積低地があり、幅 500m 前後、高さ 3 ～ 6m の砂州地形（船橋砂州）が東西に延び

ています。東京湾岸は現代では人工的な埋立地となっていますが、かつては遠浅の干潟が広がっており、わずかに三番瀬や谷津干潟（習志野市）にその面影が残っています。地勢は一般的に低く平坦であり、標高の最高点は市東部（習志野 3 丁目）の 32.3m、最低点は臨海部（南海神 1 丁目、湊町 1 丁目）の 0.2m です。

##### (2) 取掛西貝塚周辺の河川および砂州

取掛西貝塚は、船橋市飯山満町 1 丁目・米ヶ崎町に所在し、東葉高速鉄道飯山満駅の北西約 800m の距離にあります。本貝塚は海老川の支流である宮前川と飯山満川に開析された東西に長い舌状台地（下総下位面）上に位置します。宮前川と飯山満川は、遺跡の西で主要河川である海老川と合流しています。海老川が流れる低地は夏見低地（滝口 2004）と呼ばれ、縄文海進時に台地を侵食しながら海が侵入し、内湾となっていました。その後、海退して船橋砂州に塞がれるようになると潟湖になり、次第に陸化していきました。

東京湾に面する台地南端は直線的な海食崖となっており、海退時に吹き上げられた砂により砂丘に被覆されています。これらの砂丘帯に連なって夏見低地を塞ぐように東西方向

に船橋砂州が延びています。この砂州は、海進時に沿岸流が台地を侵食し、大量の砂が沿岸部に供給されて形成されたと考えられており、砂州上で古墳時代前期の竪穴住居跡や後期の円筒埴輪が検出されていることから、遅くとも古墳時代までには安定した陸地となっていたと考えられています。現在、この砂州上に国道 14 号線が通っており、古代における下総と上総を結ぶ駅路は、この国道 14 号線に踏襲されていると考えられています（山路 2010 など）。

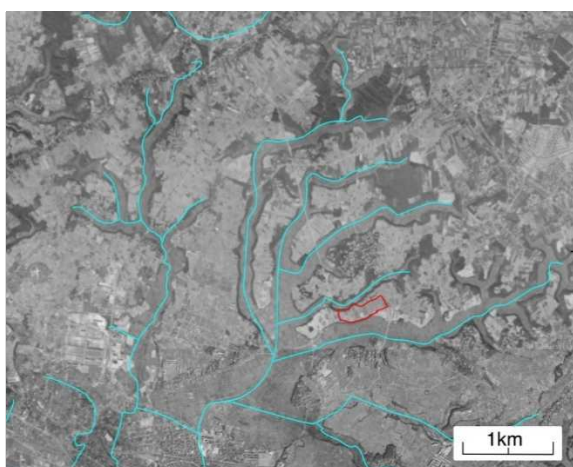
#### 川と地形区分がわかるような周辺地形図

### (3) 取掛西貝塚の立地および地形

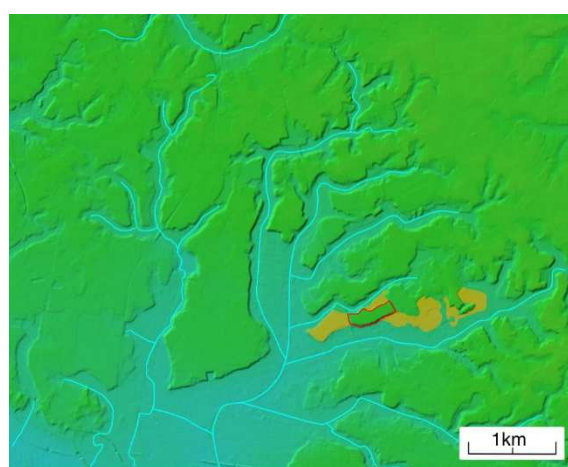
取掛西貝塚が位置する台地は標高約 23 ～ 25m で、直下の飯山満川の低地との比高差は約 16m です。台地は北の一部と東側、西側を戦後の土砂採取で削平されており、島状に残った台地全体が周知の埋蔵文化財包蔵地です。台地上はおおむね平坦で、南東から北西に向かって緩やかに傾斜しており、台地北半では北に向かってやや強い傾斜となっています。

#### 【参考文献】

- 杉原重夫 1970 「下総台地西部における地形の発達」『地理学評論』43, pp. 703-718, 日本地理学会  
滝口昭二 2004 「夏見低地の水田化について」『史談会報』25, pp. 1-9, 船橋市史談会  
山路直充 2010 「ヤマトタケルの江戸川渡河伝説」『市史研究いちかわ』創刊号, pp. 33-53, 市川市



1960 年代航空写真



現在の標高図 (削平された範囲)



「海とふなばし」を意識して記述しました

## 2. 歴史的環境

### 【旧石器時代】

後期旧石器時代はいまよりも寒い氷期で、海面が低く、東京湾は陸地でした。人々は移動しながら狩猟採集の生活を送っていました。西の台遺跡（二和西）などで、黒曜石などの硬くて鋭く割れる石でつくった狩りの道具がみつかっています。

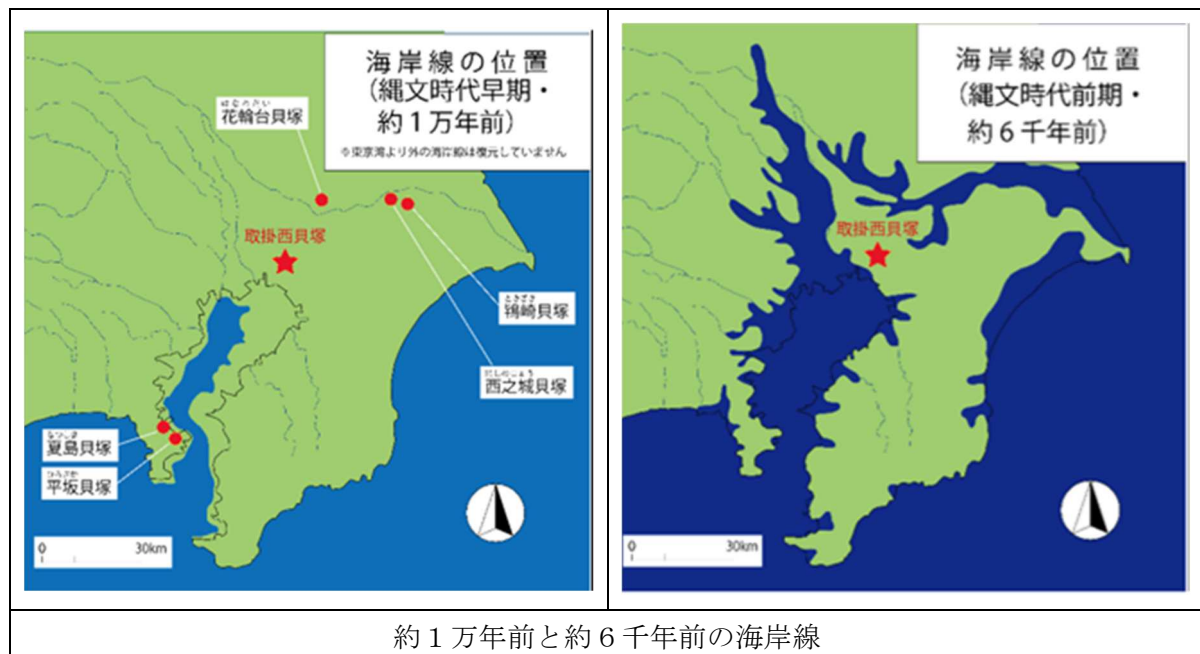
### 【縄文時代】

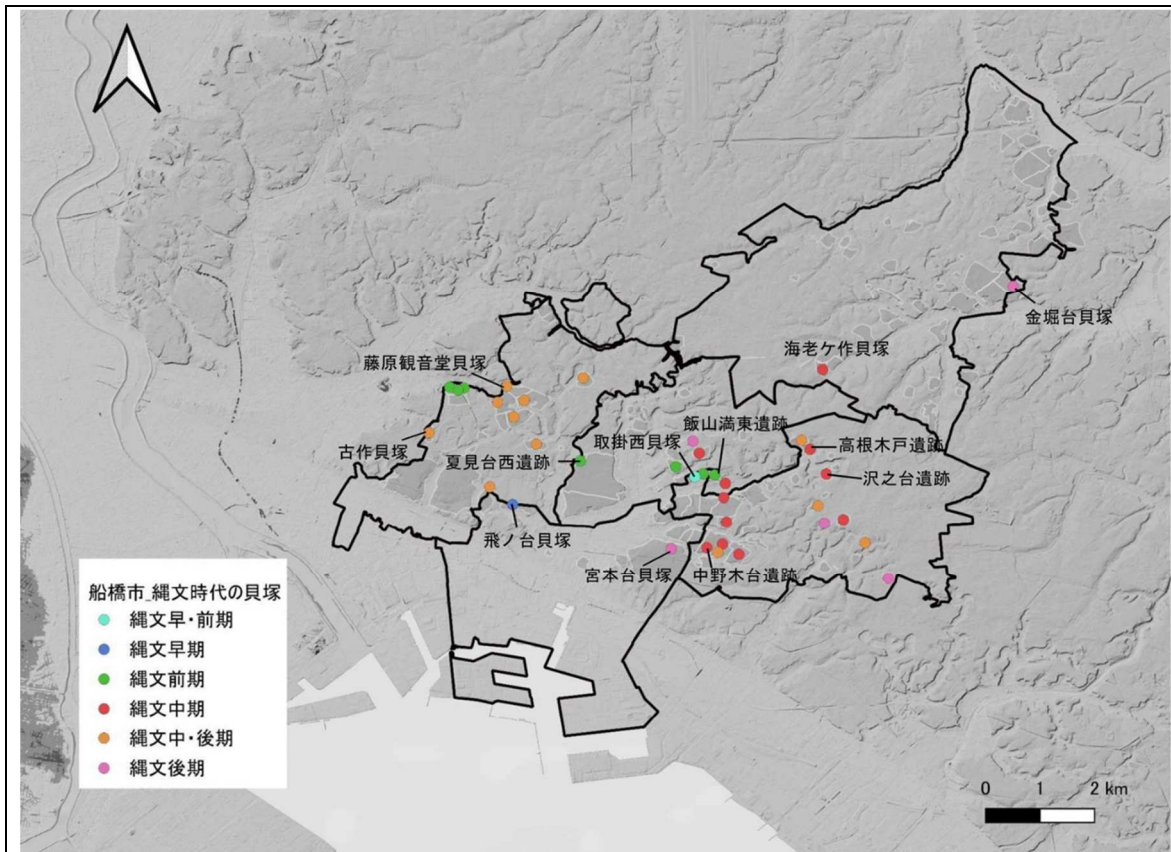
縄文時代になると温暖な気候になり、海面が高くなって次第に海が内陸に侵入しました（縄文海進）。7千年前ごろの縄文時代前期に海面上昇がピークとなり、市域中央の海老川低地は海となりました。取掛西貝塚では、台地直下の南側の谷まで海が入ってきました。

こうした環境変化により、豊かな魚介類が生息する干潟が形成されます。この豊かな環境のもと、安定して居住するムラができ、多くの貝塚が残されました。

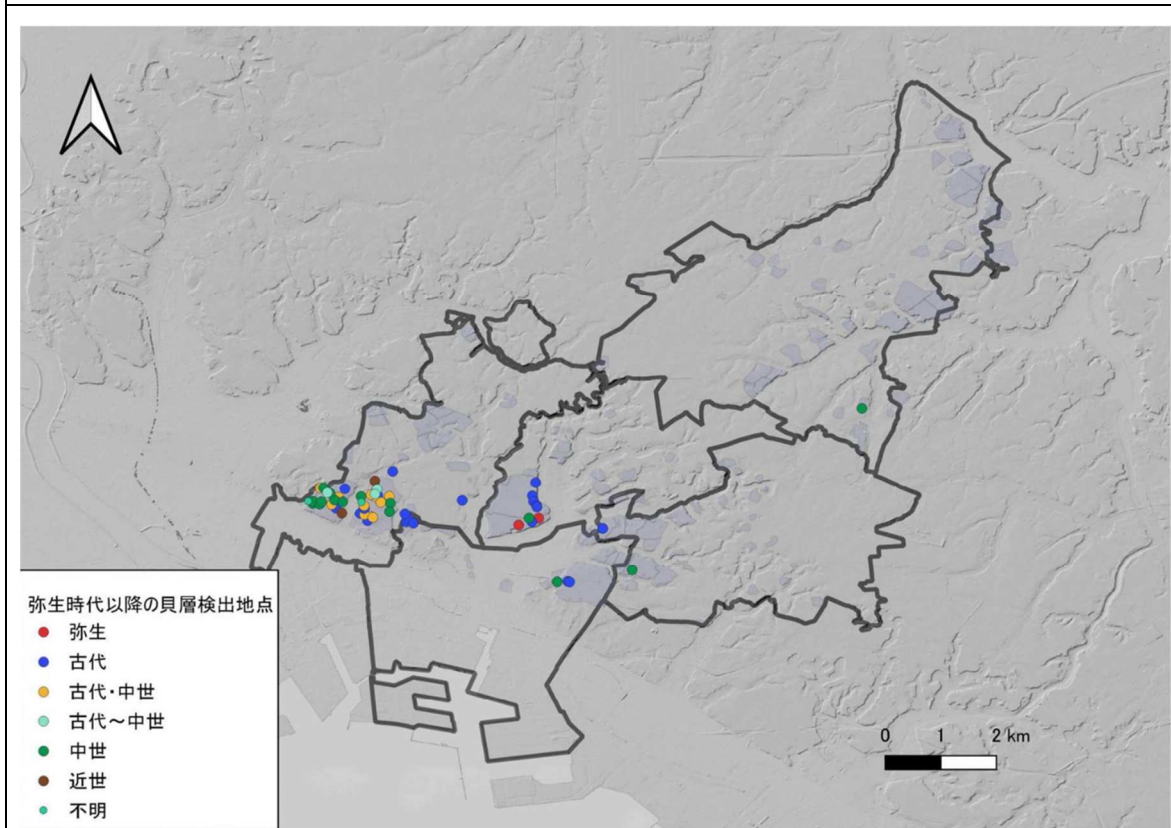
千葉県の東京湾岸は、日本でも貝塚が最も集中する地域として知られており、縄文時代中～後期を中心に特別史跡加曾利貝塚（千葉市）など大型の貝塚がいくつも残されています。

船橋市には、この地域最古の縄文時代早期前葉（約1万年前）の国史跡取掛西貝塚、続く早期後葉（約8千年前）の市史跡飛ノ台貝塚（海神）があり、前期では取掛西貝塚や夏見台西遺跡（夏見台）、中期は海老ケ作貝塚（大穴南）、高根木戸遺跡（西習志野）、中～後期は藤原観音堂貝塚（藤原）、古作貝塚（古作）、宮本台貝塚（東船橋）など、各時期の貝塚が連綿と存在し、縄文海進のはじまりから最盛期、海退まで、一つの地域で人々の生活がどのように変わっていったのか、知ることができます。





縄文時代の貝塚



弥生時代から江戸時代の貝層

### 【弥生時代】

弥生時代は金属器が使われるようになり、米作りがはじまった時代です。市内では、中央部の海老川低地周辺の台地上にムラがつくられます。市内では中期後半のムラは取掛西貝塚（米ヶ崎町）が唯一で、後期になると、夏見大塚遺跡や夏見台遺跡（夏見）、台畑遺跡（飯山満町）、宮本台遺跡群（東船橋）などでムラの跡がみつかっています。特に夏見大塚遺跡では、土盛りをして有力者を葬った方形周溝墓がみつかり、貧富の差が生まれたことがうかがわれます。なお、夏見大塚遺跡で住居跡内から貝層が発見されており、この時期も海の恵みを利用していたことがわかります。

### 【古墳時代～奈良・平安時代】

古墳時代になると、沿岸部の砂州やそれに接した台地上に古墳群がつくられます。竹之越遺跡（本町）や天沼遺跡（海神）、海神地区で埴輪が出土しているほか、海老川東岸の台地上にある峰台遺跡から宮本台遺跡群にかけて、古墳群（円墳）が発掘されています。

また、沿岸部に沿った砂州上に古代の東海道が通っており、船橋は水陸交通の要所でした。この東海道沿いの東京湾を望む台地上に大規模なムラがありました（東中山台遺跡群（東中山ほか）、印内台遺跡群（印内ほか）、海神台西遺跡（海神）、夏見台遺跡・夏見大塚遺跡（夏見ほか）、宮本台遺跡群（東船橋）など）。このようなムラの各時代の住居跡などに、貝層が形成されていました。印内台遺跡群では、7世紀代の貝層からト骨やウミガメの甲羅を用いたト甲もみつかっています。この地域では、古代も海の資源を利用していました。

市中央部の宮本にある船橋大神宮（意富比神社）は平安時代の文献に記される由緒ある神社です。船橋大神宮一帯は、平安時代から室町時代にかけて「夏見御厨」とよばれ、伊勢神宮が支配する荘園となりました。

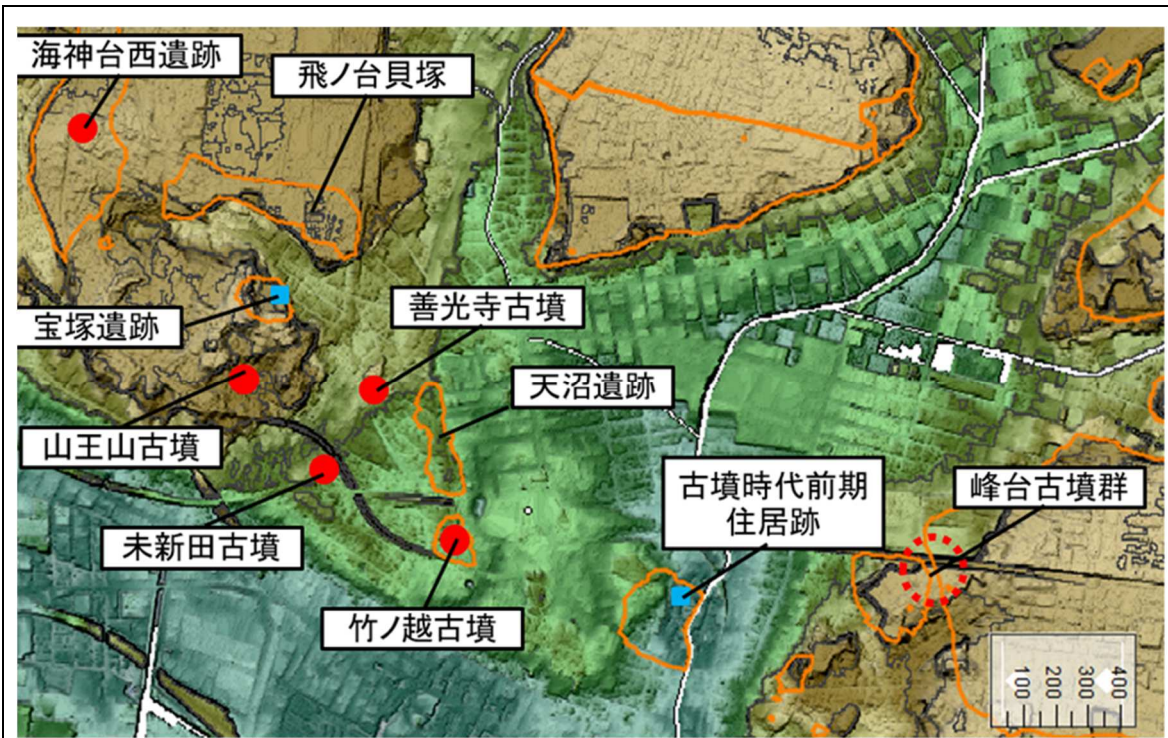
### 【中世】

中世前期の鎌倉・南北朝時代は、船橋は千葉氏の勢力下にありました。この時代は中国（宋）との貿易が盛んにおこなわれました。船橋には海老川河口に港があったようです。船で運ばれた中国の青磁・白磁などや国産の陶器（常滑焼や瀬戸焼など）、土器などが、東中山台遺跡群や印内台遺跡群、峰台遺跡などで出土しています。また、印内台遺跡群と東中山台遺跡群で、12世紀ごろの短刀や和鏡などを副葬した地元有力者の墓がみつかっています。

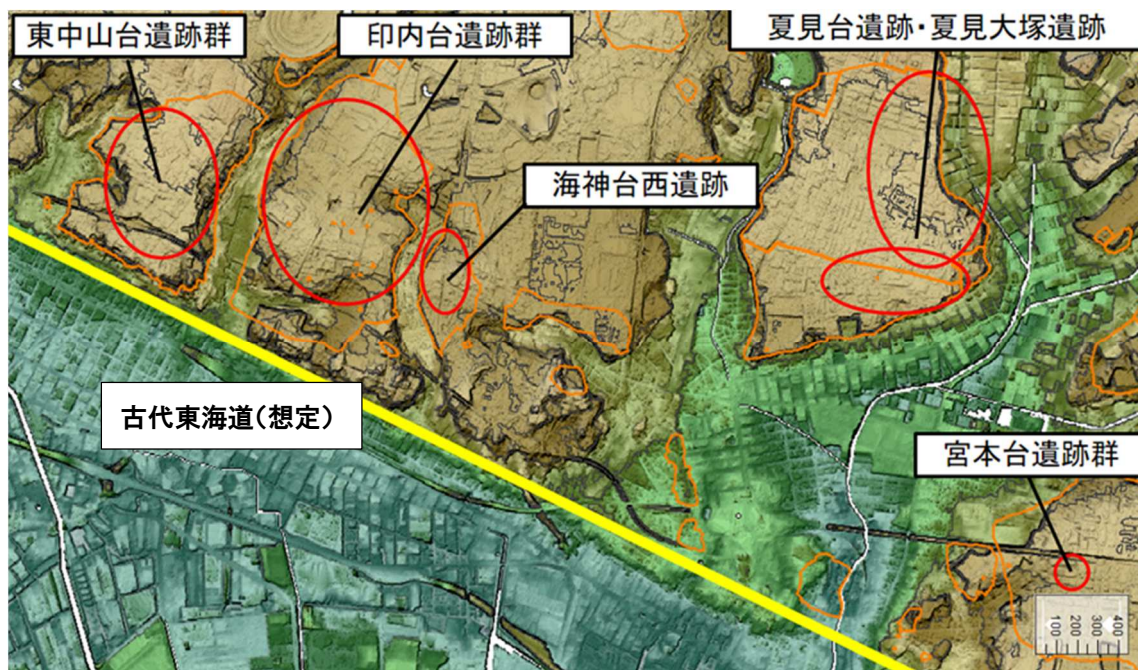
中世後半の室町・戦国時代になると、船橋は北条氏系の高城氏に支配されました。港がある海老川をはさんで、東側は五日市場（宮本）、西側は九日市場（本町）とよばれる定期的な市がたち、船橋の中心部として栄えました。現代につながる都市的景観が生まれました。市城南西部の印内台遺跡群や東中山台遺跡群では、台地を大規模に造成して平場をつくり、中に建物を配置する屋敷跡が発見されています。また、海老川低地周辺の台地上に、夏見城（夏見）や金杉城（金杉）、高根城など多くの城がつくられました。

この時代も峰台遺跡、印内台遺跡群、東中山台遺跡群などから、地下式坑や井戸跡などで貝層が発見されています。



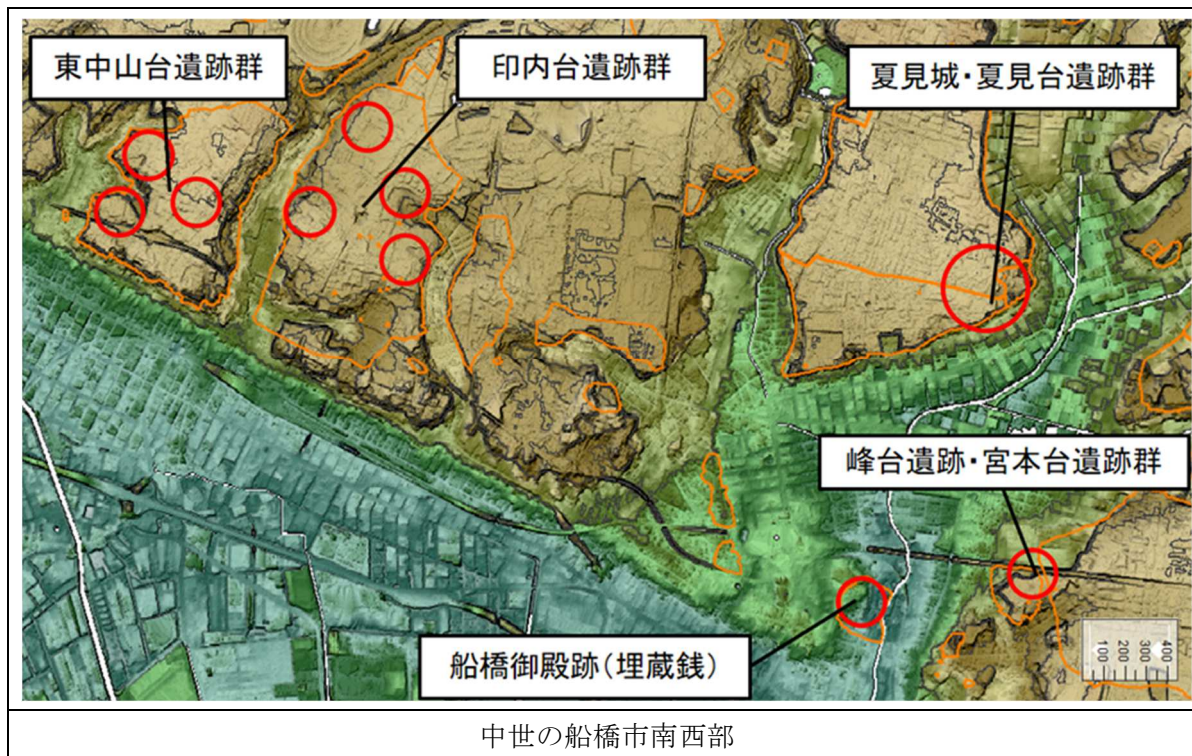


古墳時代の船橋周辺



奈良・平安時代の船橋市南西部



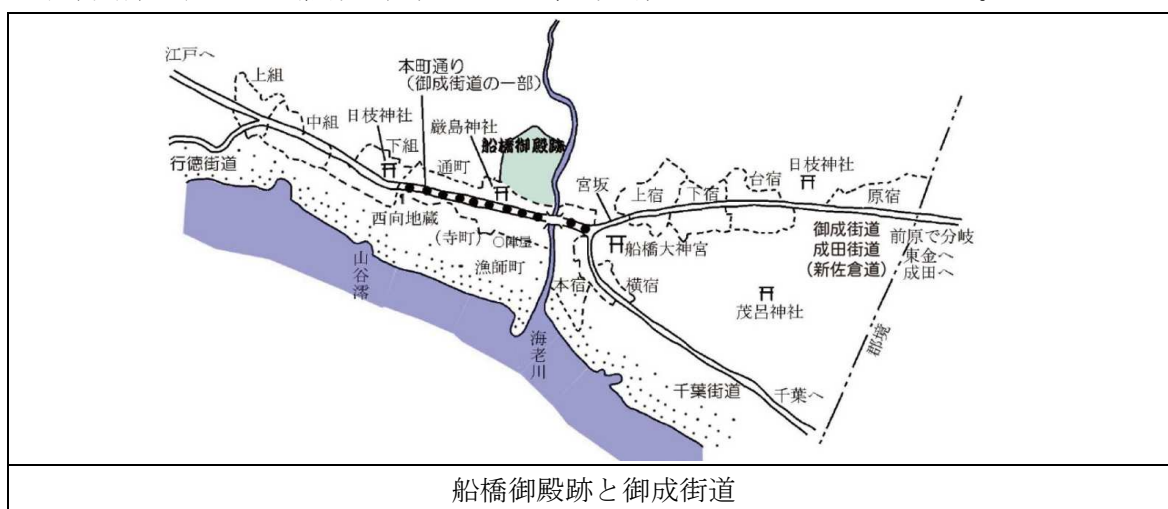


### 【江戸時代】

徳川家康が江戸に幕府を開き、徳川氏が約 260 年間、全国を支配しました。江戸時代の初めに、家康の命により、海老川の西側に船橋御殿（本町4）がつけられました。船橋には、御成街道（東金街道）、佐倉街道（成田街道）、上総道（千葉街道）など、たくさんの街道が走っていました。御成街道（現在の本町通り）沿いは、船橋宿という宿場町（継立場）となり、にぎわいました。

この時代になると遺跡に残される貝層はわずかになります。船橋浦は江戸時代に将軍家に魚介類を納める「御菜浦」であり、江戸時代以降も海の恵みを活発に利用していたことがわかります。

市中央部の台地には幕府の牧場がおかれ、馬が放し飼いになっていました。



船橋御殿跡と御成街道

## 【近現代】

明治以降の船橋は、鉄道の開通と軍施設の設置をきっかけに人口が増えて都市化が進みました。また、東京近郊の観光地・保養地として人気が高まり、海水浴場や旅館もできました。こうして、宿場町から商業町へと転換をしていきました。

昭和30年代以降、湾岸部が埋め立てられ、工業団地や港湾設備、商業施設が整備され、流通拠点として大きく発展しました。また、旧幕府牧があった中央部の台地は、新京成電鉄沿線に前原・習志野台・高根台団地といった大型団地が次々と建設され、市の人口が増加していきました。

現在では、9路線35駅の鉄道網があり、都心に近く、通勤・通学に便利なまちとして発展を続けています。船橋市が誕生した昭和12年（1936）に約43,000人であった人口は、令和4年（2022）現在、約64万人になりました。

一方で、海や緑に親しめる場所も豊富です。現在も船橋沖は良好な漁場として漁業が盛んであり、水神祭や大仏追善供養などの民俗行事や船橋大神宮の灯明台など、海にかかわる文化財が現代まで残されています。



## 3. 社会的環境

### （1）船橋市の社会的環境

船橋市は千葉県の北西部に位置し、南は東京湾、西は市川市、北は鎌ヶ谷市・白井市、東は八千代市・習志野市に接しています。総面積は85.62km<sup>2</sup>で、東西約13.86km、南北約14.95kmに広がっています。



第●図 船橋市の位置及び隣接自治体

### ●人口

人口は644,602人（令和3年12月1日現在）です。昭和50年代に大幅な人口増を迎えた後、現在に至るまで人口の増加が続き現在に至ります。現在、年齢別構成では45～49歳を中心に、40代前半～50代前半の年代層がピークを占めています。

### ●産業

#### 第一次産業

- （農業）…代表的な農産物としては小松菜、枝豆、にんじん、なし等があり、にんじんの生産量は県内第1位です。農業従事者数は2,000人を超えています。昭和50年代と比較すると田畑の面積は半数近くに減少し、一方で宅地等の面積が増加しています。
- （漁業）…スズキの水揚げ量が全国一であるほか、海苔、アサリ、ホンビノス貝が代表的な水産物として挙げられます。

#### 第二次産業

- （工業）…臨海工業地区を中心に、多数の企業が所在しています。特に京葉食品コンビナートは、加工食品の供給場所としては国内有数の規模です。

#### 第三次産業

- （商業）…中心市街地を含む市内各所には大型商業施設が複数所在し、市内外から多数の人が訪れています。

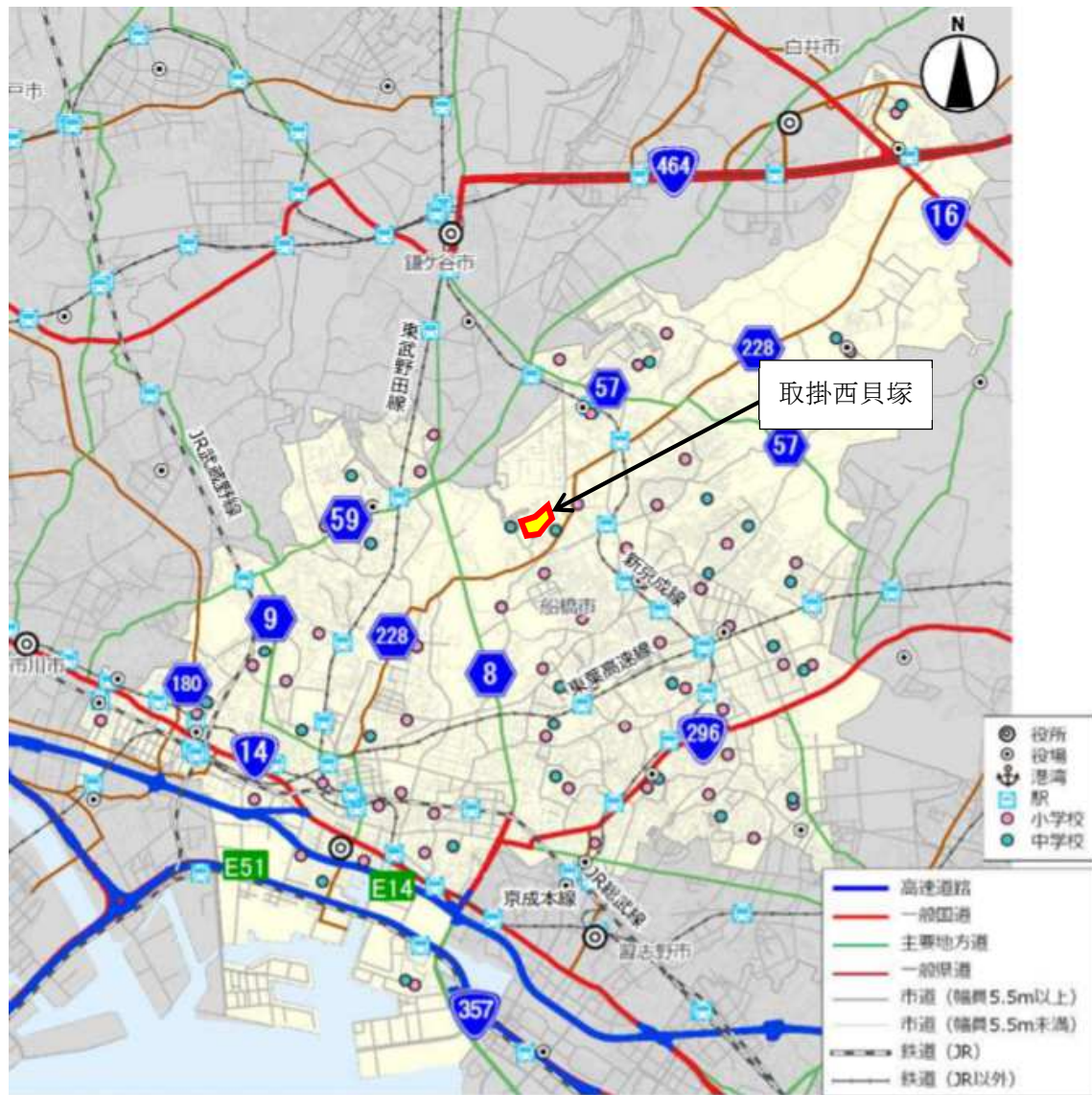
### ●交通

東京都心からは直線距離で約19kmの位置にあり、JR船橋駅から東京駅まで総武線快速により約25分で移動できるほか、成田空港までは京成船橋駅から京成電鉄により1時間以内で移動できるなど、主要駅や空港等への交通アクセスが良好な位置にあります。



さらに市内には、7つの鉄道事業者が運行する9路線35駅、路線バスでは7事業者が運行を行っているなど、市内の交通網も発達しています。

併せて市内在住者の就業地をみると、市外での就業者割合は6割を超え、そのうち東京23区で就業する者は全就業者中40%近くを占めており、東京のベッドタウンとなっています。



### ●土地利用

船橋市内の土地の地目別割合をみると、宅地が全体のほぼ半数を占めています。土地利用の推移としては宅地・雑種地等が徐々に増加する傾向にあり、その一方で田畑・山林が減少し続けています。

(R3. 1. 1 現在)

| 田    | 畑    | 宅地    | 山林   | 牧場 | 原野 | 雑種地   | その他   | 総計    |
|------|------|-------|------|----|----|-------|-------|-------|
| 2255 | 9791 | 41961 | 2900 | 22 | 22 | 10285 | 18384 | 85620 |
| 3%   | 11%  | 49%   | 3%   | 0% | 0% | 12%   | 21%   | 100%  |

## ●地域資源（観光・レクリエーション・文化財）

- ・三番瀬海浜公園：都心から最も近い潮干狩り場のほか、スポーツ施設や環境学習館、バーベキュー場から構成される総合公園。干潟では多様な生物を観察できます。
- ・ふなばしアンデルセン公園：姉妹都市のオーデンセ市（デンマーク、アンデルセン出身地）に由来する総合公園で、県外からの来訪者も多いです。デンマークの田園風景を取り入れるほか、美術館などを構成要素に含んでいます。
- ・飛ノ台貝塚史跡公園博物館：縄文時代早期後葉の飛ノ台貝塚に、貝塚、竪穴建物跡、炉穴を屋外復元展示した公園と博物館を併設しています。同遺跡や市内の縄文時代遺跡について解説、展示を行っています。
- ・船橋市郷土資料館：船橋市の歴史・民俗に関する資料を収集・保管し調査・研究を行うとともに、その成果を展示公開しています。

## ●人口・世帯数の減少や、自然災害等の対策に関する指針等

### ・船橋市人口ビジョン（H28 策定）

人口について、現在は自然増加及び社会増加の状態が続いているが、今後は死亡数が出生数を上回り、自然減少に転じる見込みです。令和7年には人口減少局面に入ると予想され、そのスピードは年々加速していく見込みです。

この状況に対して、人口ビジョンでは、市民の意向調査結果をふまえたうえで、住みやすいまちづくりに取り組むこととし、目指すべき将来の方向として①市民の定住希望をかなえる、②高齢者の住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らす希望をかなえる、③市民の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえる、④職・住・遊の目的地として選ばれ、人が集まり活気のあるまちを目指す、を方向性として掲げています。

### ・船橋市地域防災計画

地域防災計画において、地震・津波、風水害等の災害について、それらに対する予防、発生時の応急活動、復旧・復興について方針・計画を策定することで、平常時の災害に対する備え及び災害発生時の適切な対応を図っています。

## （2）取掛西貝塚の社会的環境

### ●法的規制等

ここでは、取掛西貝塚に関わる主な法規制等について整理します。

#### ①文化財保護法（史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地）

取掛西貝塚は令和3（2021）年10月11日に国史跡に指定されました。史跡指定地内は、文化財保護法第125条で「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められています。また、指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（取掛西貝塚）となっており、開発行為等により土地の掘削を行う場合には、事前の届出または通知が義務付けられています。

## ②都市計画法

取掛西貝塚の全域が市街化調整区域となっています。市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項の規定により、市街化を抑制すべき区域として指定している区域ですので、都市計画法第34条各号に適合する場合を除き、原則として開発行為等は認められません。

## ③宅地造成等規制法（宅地造成工事規制区域）

取掛西貝塚の全域が宅地造成工事規制区域となっています。宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため、区域内で行われる一定以上の切土盛土について、許可が必要となっています。

## ④景観法（景観計画区域）

船橋市全域が景観計画区域となっています。景観法第16条に基づき、景観計画区域内で一定規模以上の建築行為等を行なう場合、その行為に着手する30日前までに、市に届出が必要となっています。

## ⑤土砂災害防止法（土砂災害警戒区域）

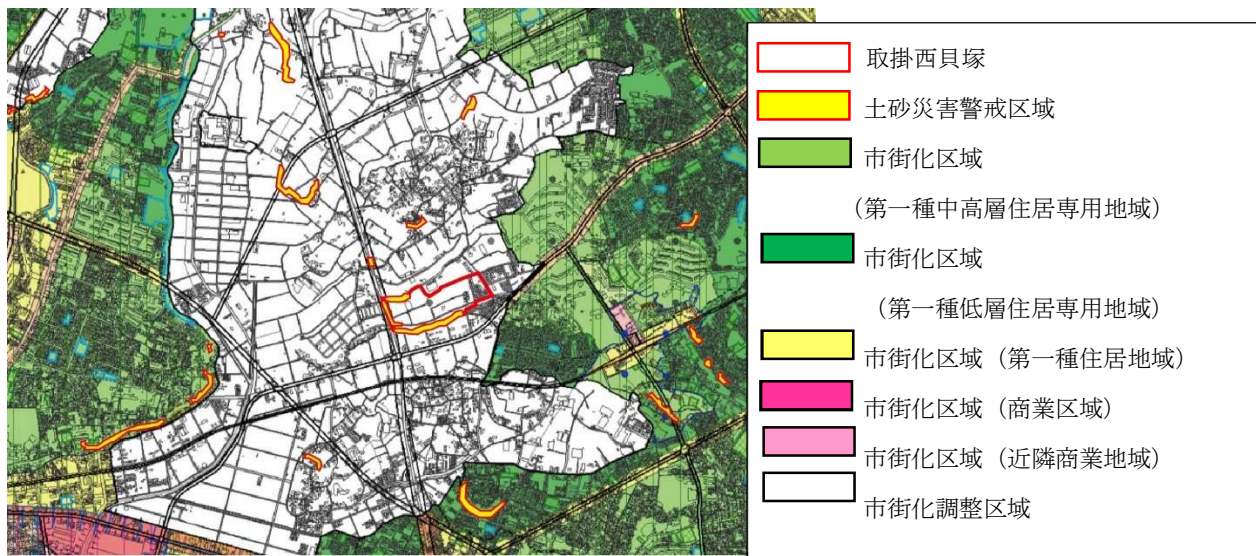
土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

## ⑥農地法

市街化調整区域の農地を転用する場合は、千葉県知事に許可を受ける必要があります。取掛西貝塚の範囲内に一部農地があります。

## ⑦船橋市屋外広告物条例

船橋市屋外広告物条例では、文化財保護法、千葉県文化財保護条例、船橋市文化財保護条例により史跡等に指定された地域は、広告物等の表示、または設置が禁止されています。



第●図 取掛西貝塚及び周辺における区域指定等の状況

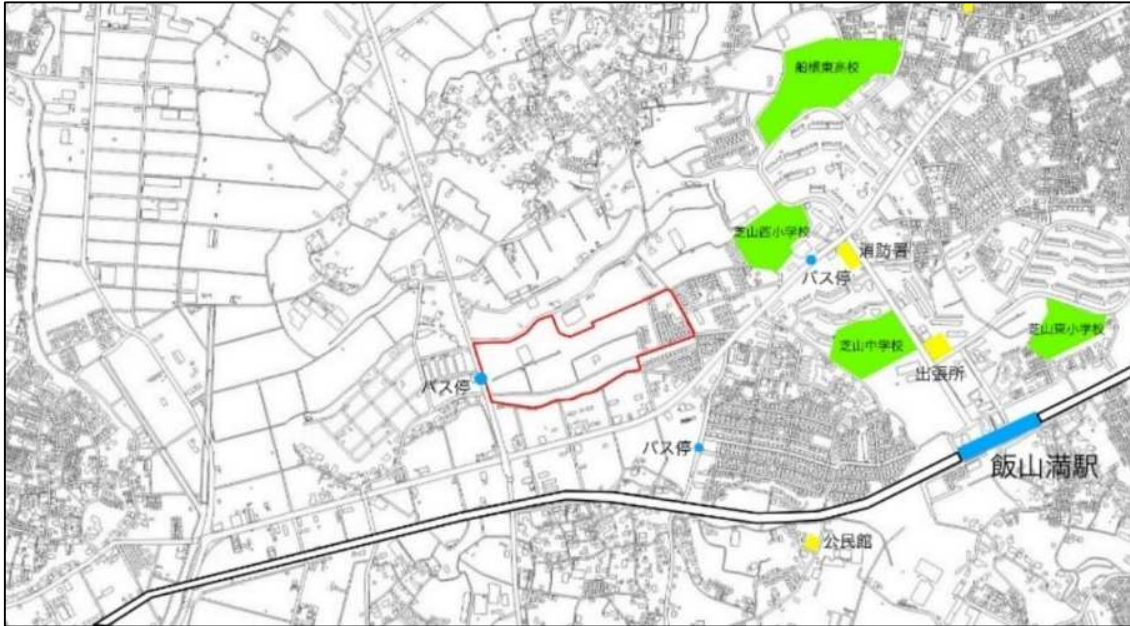
## ●遺跡周辺の概要（R3.12月現在）

- ・小中学校区（芝山西小学校・芝山中学校）
- ・近隣小中学校（芝山東小学校・飯山満南小学校・高根東小学校・高根小学校・飯山満中学校・



高根中学校)

- ・近隣高等学校（千葉県立船橋東高等学校・千葉県立芝山高等学校、東葉高等学校）
- ・自治会（わかば町会、米ヶ崎町会）
- ・交通（鉄道：東葉高速鉄道飯山満駅から徒歩15分、路線バス：船橋グリーンハイツ（船橋新京成）線「うぐいす園前」から徒歩5分、豊富線（船橋新京成）「雄鹿野」「芝山団地入口」から徒歩8分、道路：県道船橋我孫子線に西側で接する）
- ・近隣の公共施設（芝山出張所、飯山満公民館、新高根公民館、高根公民館、新高根・芝山・高根台地域包括支援センター、芝山東消防署）



第●図 取掛西貝塚周辺の公共施設等

## 第4節 発掘調査等の成果

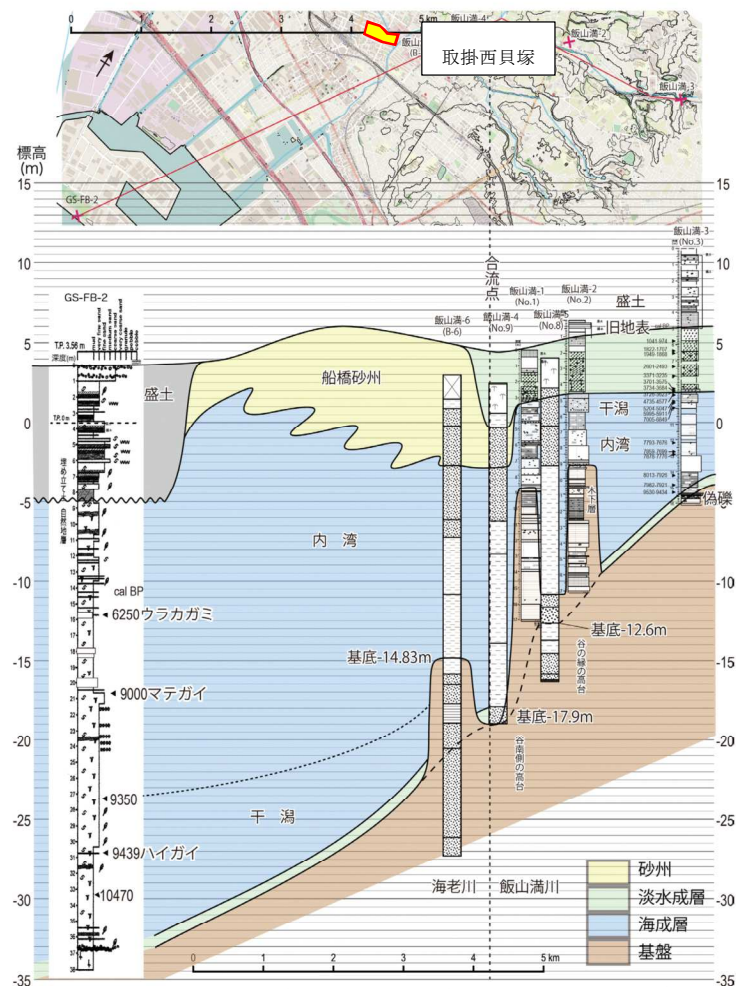
### 1. 自然的調査の成果

#### (1) 地形・地質

取掛西貝塚周辺の古環境復元を図るため、取掛西貝塚が所在する台地周辺の低地 3 地点においてボーリング調査を実施しました（平成 30～令和元年度）。

採取したボーリングコアについては、柱状図作成、放射性炭素年代測定、珪藻分析、花粉分析を実施しました。地形については当調査の成果および産業総合研究所等による市内地質調査の成果と併せ、旧地形の推定復元に活用しました（森ほか 2021、遠藤 2021）。

縄文時代早期前葉（約 1 万年前）は完新世の開始期に相当し、温暖化のはじまりに伴う縄文海進の開始期に当たります。東京湾においては、羽田付近や浦安付近におけるマガキ礁の形成状況からみて、当時の海水準は現在よりも 40～50m 低かったとみられる。一方、縄文時代早期前葉における干潟環境の広がりについては、取掛西貝塚の直下・周辺までは及ばないものの、取掛西貝塚から約 1 km 西に所在する飯山満川・海老川合流地点の付近まで干潟が及んでいた可能性が指摘されています。



第●図 海老川流域沖積層縦断面図（遠藤 2021 を一部改変）



## (2) 植生

船橋市内の植生については、平成 25～26 年度に市内主要地域を対象とする自然環境調査が実施されています（『平成 25・26 年度船橋市自然環境調査報告書』）。

取掛西貝塚の所在地そのものは当調査範囲には含まれていないものの、近接する海老川流域の状況を参照すると、394 種の植物（うち重要種 4 種：ウスゲチョウジタデ、カワヂシャ等）が確認されています。当該調査の成果によれば当区域の土地利用状況は樹林 2.6%、畑地 37.5%、草地 15.3%、水田 18.4%とされており、このうち耕作していない農地では、ススキ草地、セイタカアワダチソウ群落、ガマ・オギ群落などの高茎草本が確認されています。また、畑地では、スギナ、クワクサ、ザクロソウなどの畑地雑草が確認され、傾斜地ではムクノキ・エノキ群集（ムクノキ、エノキ、コブシなど）が確認されています。

## 2. 歴史的調査の成果

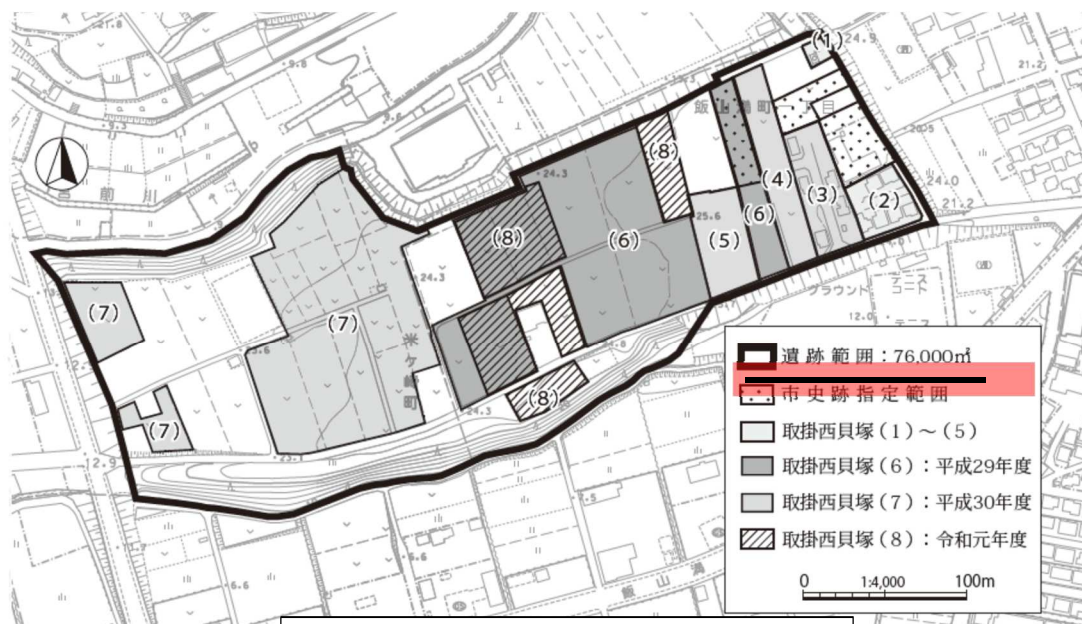
取掛西貝塚が発見された時期は定かではありませんが、昭和 46～51 年に実施された市内分布調査の成果に基づく『船橋市の遺跡』（昭和 52 年刊行）には縄文時代前・中期の地点貝塚として取掛西貝塚が記載されており、この時点で遺跡として認識されていたことが確認できます。

平成 11 年の開発行為に伴う発掘調査以来、保存目的の確認調査を含めて全 8 次にわたる調査を実施しました。調査主体は船橋市教育委員会で、以下のとおり実施しました。

| 調査年等<br>／調査原因                         | 調査<br>主体等        | 関連報告書等  | 検出した主な遺構・遺物  |
|---------------------------------------|------------------|---|--|
| 平成 11（1999）年<br>（第 1 次調査）<br>／無線基地局設置 | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>船橋市教育委員会 2003「取掛西貝塚」『平成 8 年度～平成 11 年度船橋市発掘調査報告書』</li> <li>船橋市教育委員会 2020『取掛西貝塚—第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書—』</li> </ul>    | 遺構：なし<br><br>遺物：土器（縄文時代前期前半）   |
| 平成 15（2003）年<br>（第 2 次調査）<br>／宅地造成    | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>船橋市教育委員会 2004「取掛西貝塚（2）」『平成 15 年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』</li> <li>船橋市教育委員会 2020『取掛西貝塚—第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書—』</li> </ul>      | 遺構：竪穴住居跡 2 軒・土坑 22 基（縄文時代前期前半）<br><br>遺物：土器（縄文時代早期前葉、前期前半）、石器（縄文時代前期前半）、銭貨（近世） |
| 平成 17（2005）年<br>（第 3 次調査）<br>／宅地造成    | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>船橋市教育委員会 2019「取掛西貝塚（3）」『平成 16 年度船橋市市費単独事業遺跡発掘調査報告書』</li> <li>船橋市教育委員会 2020『取掛西貝塚—第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書—』</li> </ul> | 遺構：竪穴住居跡 1 軒・住居内貝層 1 基・土坑 17 基（縄文時代前期前半）<br><br>遺物：土器（縄文時代早期前葉、前期前半）           |

|  |                  | 報告書一』  | 石器・貝（縄文時代前期前半）  |
|--|------------------|--|---|
| 平成 18（2006）年<br>（第 4 次調査）<br>／宅地造成                         | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2008 『取掛西貝塚（4）』</li> <li>・船橋市教育委員会 2020 『取掛西貝塚―第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書一』</li> </ul>  | <p>遺構：竪穴住居跡 7 軒・住居内貝層 2 基・土坑 34 基・ピット 303 基（縄文時代前期前半）</p> <p>遺物：土器・石器（縄文時代早期前葉、前期前半）、貝製品・貝・動物骨・炭化種実（縄文時代前期前半）</p>   |
| 平成 20（2008）年<br>（第 5 次調査）<br>／宅地造成                         | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2013 『取掛西貝塚（5）Ⅰ』</li> <li>・船橋市教育委員会 2020 『取掛西貝塚―第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書一』</li> <li>・船橋市教育委員会 2021 『取掛西貝塚（5）Ⅱ』</li> </ul>   | <p>遺構：竪穴住居跡 10 軒・遺構内貝層 5 基・土坑 45 基・ピット 114 基（縄文時代早期前葉）、土坑 1 基（縄文時代前期前半）</p> <p>遺物：土器（縄文時代早期前葉・前期前半）、石器・骨角器・貝製品・装飾品・動物骨（縄文時代早期前葉）、土師器・須恵器（平安時代）</p>                              |
| 平成 28（2016）年<br>（分布調査）<br>／遺跡の内容確認を<br>目的とした分布調査           | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2021 『取掛西貝塚総括報告書』</li> </ul>  | <p>遺物：土器（縄文時代早期前葉・前期前半・前期後半・中期・後期）、石器（縄文時代）</p>   |
| 平成 29（2017）年<br>（第 6 次調査）<br>／遺跡の保存を目的<br>とした範囲・内容確<br>認調査 | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2018 「取掛西貝塚（6）」『平成 29 年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』</li> <li>・船橋市教育委員会 2020 『取掛西貝塚―第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書一』</li> <li>・船橋市教育委員会 2021 『取掛西貝塚総括報告書』</li> </ul>                  | <p>遺構：竪穴住居跡（縄文時代早期前葉）43 軒</p> <p>竪穴住居跡（縄文時代前期前半）8 軒</p> <p>竪穴住居跡（縄文時代中期後半）1 軒</p> <p>竪穴住居跡（弥生時代中期）6 軒</p> <p>竪穴住居跡（奈良・平安時代）2 軒</p> <p>陥し穴（縄文時代前期前半）1 基</p> <p>土坑（弥生時代中期）2 基</p> |
| 平成 30（2018）年<br>（第 7 次調査）<br>／遺跡の保存<br>を目的とした範囲・<br>内容確認調査 | 船橋市<br>教育委<br>員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2019 「取掛西貝塚（7）」『平成 30 年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』</li> <li>・船橋市教育委員会 2020 『取掛西貝塚―第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書一』</li> <li>・船橋市教育委員会 2021 『取掛西貝塚―第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書一』</li> </ul> | <p>住居内貝層 1 基（縄文時代早期前葉）・住居内貝層 4 基（縄文時代前期前半）、掘立柱建物跡 1 軒（近世）、土坑・ピット（縄文時代）多数</p> <p>遺物：遺物：土器（縄文時代早期前葉、前期前半、中期、弥生時代中期）、石</p>   |

|  |              |  |  |
|--|--------------|--|--|
|  |              | 塚総括報告書』  | 器（縄文時代早期前葉、前期前半、弥生時代中期）、貝・動物骨・炭化種実（縄文時代早期前葉・前期前半）、装飾品（縄文時代前期前半）、土師器・須恵器（奈良・平安時代） |
| 令和元（2019）年<br>（第8次調査）<br>／遺跡の保存を目的<br>とした範囲・内容確認調査 | 船橋市<br>教育委員会 | ・船橋市教育委員会 2020「取掛西貝塚（8）」『令和元年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』<br>・船橋市教育委員会 2021『取掛西貝塚総括報告書』 |  |



第●図 取掛西貝塚・発掘調査地点の位置

## ●主な遺構・遺物

### ・検出した主な遺構

- 竪穴住居跡（縄文時代早期前葉）…58 軒
- 竪穴住居跡（縄文時代前期前半）…18 軒
- 竪穴住居跡（弥生時代中期後半）… 6 軒
- 遺構内貝層（縄文時代早期前葉）… 6 基（竪穴住居跡 5 軒、土坑 1 基）

### ・縄文早期集落（居住域）の規模・範囲

東西約 320m、南北約 100m

### ・貝塚における貝種組成の傾向

- 縄文時代早期前葉…ヤマトシジミ（汽水産）主体
- 縄文時代前期前半…ハマグリ、ハイガイ、マガキ（内湾干潟産）主体

### ・出土した主な遺物（縄文時代早期前葉）

- 土器（井草式、稻荷原式、花輪台式、東山式、平坂式、大浦山式等）
- 石器（石鏃、礫斧、石皿、スタンプ形石器、磨石等）
- 骨角歯牙製品（刺突具、骨鏃、針、錐、装身具等）

貝製品（貝刃、装身具等）

動物遺体（鳥獣骨角、貝、魚骨等）…

哺乳類／イノシシ、シカ、タヌキ、キツネ、テン、アナグマ、ムササビ、ノウサギ、ニホンザル

鳥類／キジ類、カモ類、ガン類、ハクチョウ類、キジバト、ヤマゲラ類、ウミスズメ類、ツグミ類、カイツブリ類

貝類／ヤマトシジミ、ハマグリ、シオフキ、スミノエガキ？、ヒロクチカノコ、ウネナシトマヤ、オキシジミ、カワニナ類、オオタニシ、イシガイ類、カラスガイ類、ツノガイ類、タカラガイ類

魚類／コイ科、アユ、ギバチ、ヒラメ、タイ科、クロダイ属、メナダ、ボラ科、スズキ、ニシン科、マグロ類、サワラ類、サメ類

植物遺体（炭化種実、土器圧痕）…

炭化種実／エノキ属、オニグルミ、キハダ、カラスザンショウ、ミズキ、

土器圧痕／キハダ、カラスザンショウ、サンショウ、サンショウ属、ミズキ、マタビ属？、ニワトコ、ダイズ属、ササゲ属アズキ亜属、シソ属、ヤブジラミ属？、ウルシ属、コクゾウムシ属



写真● 上空からみた取掛西貝塚（東から）



写真● 取掛西貝塚 俯瞰写真



写真● 5次調査 動物骨集中 (SI-002)

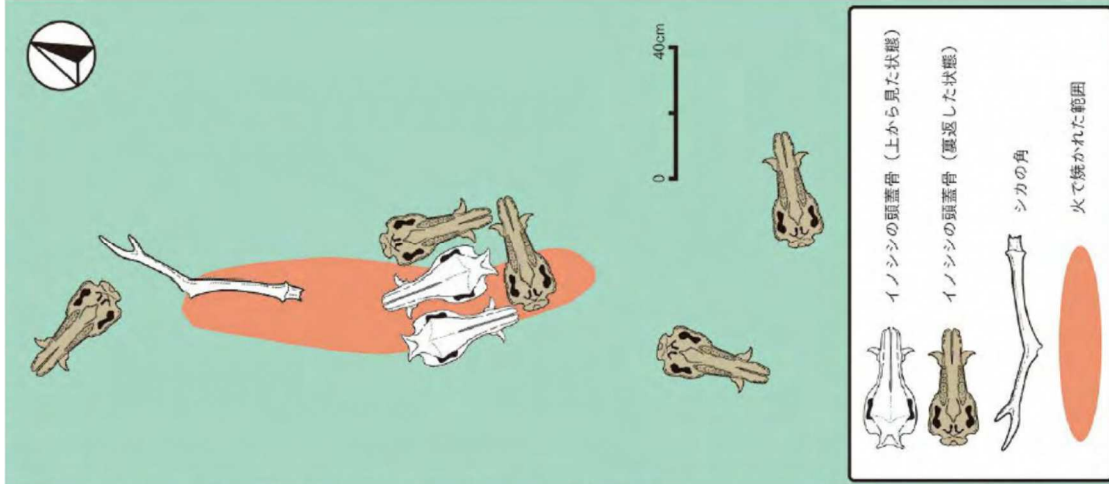
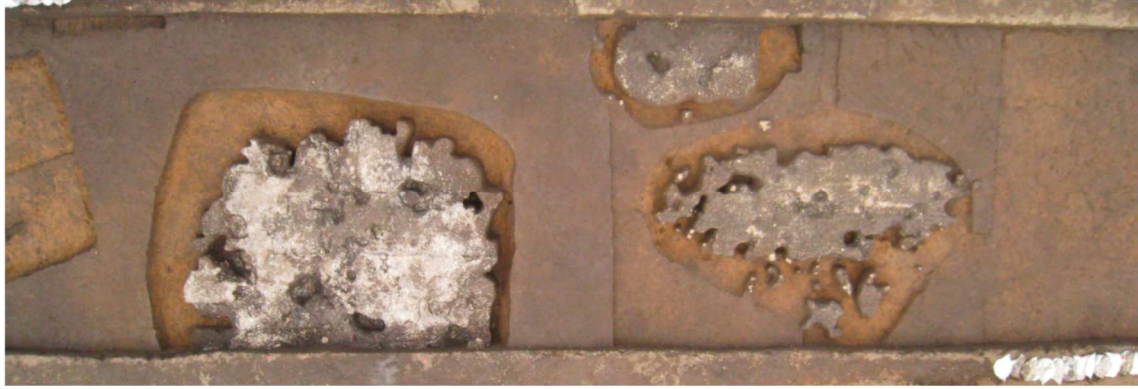


写真● 5次調査 竪穴住居跡 (SI-002)



写真● 5次調査 貝層断面 (SI-002)





写真● 5次調査 動物骨集中 (SI-002)



写真● 出土土器（縄文時代早期前葉）



写真● 出土骨角器・貝製品（縄文時代早期前葉）



写真● 出土土器（縄文時代早期前葉）

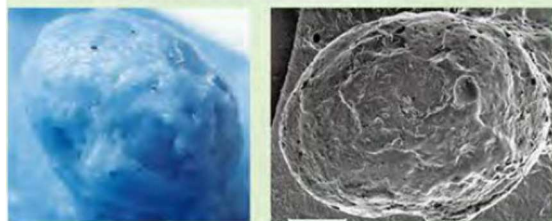


写真● 出土装飾品（縄文時代早期前葉）



ミズキの炭化核

ミズキ核(種実の中心部)の圧痕レプリカ

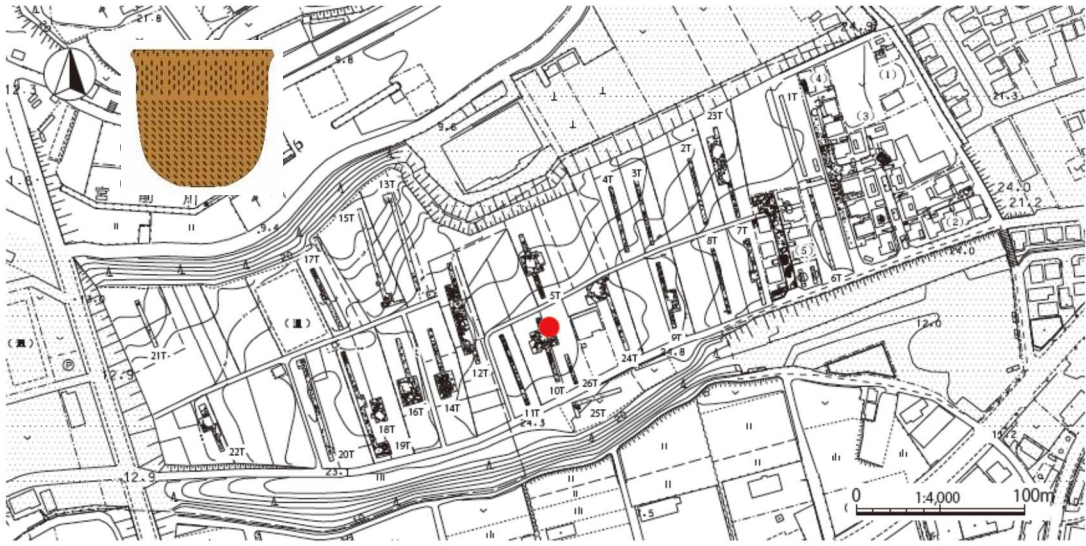


写真● 炭化種実・種実圧痕（縄文時代早期前葉）

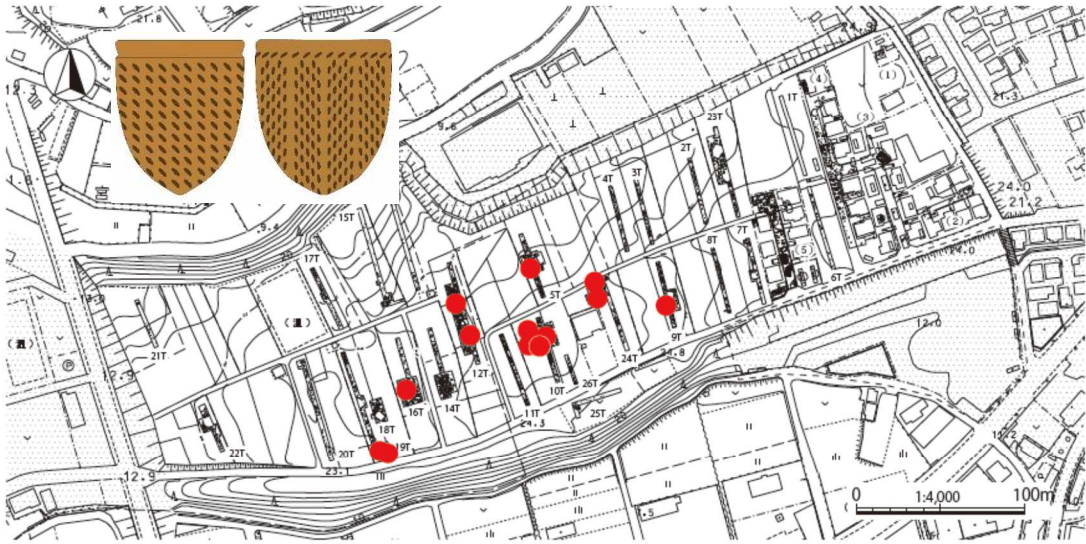


写真● コクゾウムシ圧痕（縄文時代早期前葉）

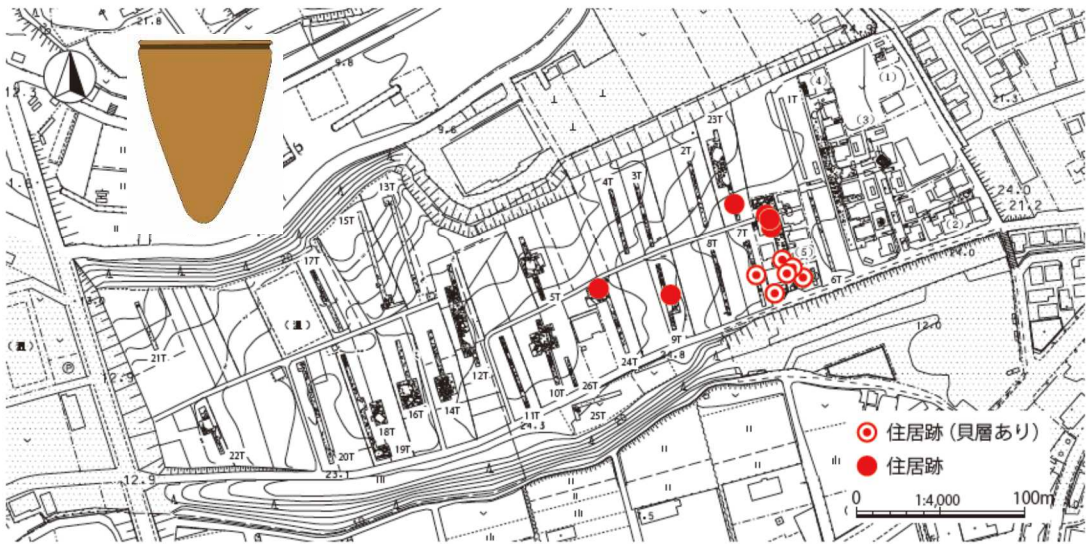




取掛西Ⅰ期(早期初頭)



取掛西Ⅱ期(早期前葉)



取掛西Ⅲ期(早期前葉)

第●図 取掛西貝塚の各時期における竪穴住居跡の分布状況(1)





第●図 取掛西貝塚の各時期における竪穴住居跡の分布状況 (2)



### 3. 社会的調査の成果

- ・ 市政モニター調査（R3 年度実施）

R3/9/17～R3/10/1 の期間に、市内全域の市民を対象にアンケート調査を実施。

- ・ 設問として、取掛西貝塚を含む船橋市の埋蔵文化財について設定し、市民の認知・意向等を調査した。

↑ 今後、新規のアンケート調査をもとに作成します

## 第5節 史跡指定地の状況

### (1) 土地所有

史跡指定地の土地は、おおむね5分の1が公有地（市道等を含む）、5分の4が民有地となっています。公有地は、船橋市が7654.51㎡所有しており、地目としては、宅地、雑種地、畑、原野、公衆用道路、里道となっています。

表● 土地所有の状況

| 所有者      | 面積（㎡）    | 構成比（％） | 該当する地目               |
|----------|----------|--------|----------------------|
| 公有地（船橋市） | 7654.51  | 19.61％ | 宅地、雑種地、畑、原野、公衆用道路、里道 |
| 民有地（個人）  | 31377.91 | 80.39％ | 宅地、畑、山林、原野、墓地        |
| 民有地（法人）  | 0        | 0％     |                      |
| 合計       | 39032.42 |        |                      |

※土地開発公社分買戻し分は公有地に参入。令和5年度以降の用地取得により数値の修正が必要

### (2) 土地利用

史跡指定地の土地利用と地目でみると、全体面積の約67%を畑が、約13%を山林が占めており、その他は里道、雑種地、宅地、公衆用道路、原野、墓地となっています。なお、畑のうち、営農している土地は約20%、休耕地が約80%です。

表 土地利用（地目）の状況

| 地目    | 面積（㎡）    | 構成比    |
|-------|----------|--------|
| 畑     | 26259.74 | 67.28％ |
| 山林    | 5079.33  | 13.01％ |
| 宅地    | 1369.79  | 3.51％  |
| 雑種地   | 1968.46  | 5.04％  |
| 原野    | 25.91    | 0.07％  |
| 墓地    | 29.00    | 0.07％  |
| 公衆用道路 | 1763.90  | 4.52％  |
| 里道    | 2536.29  | 6.50％  |
| 合計    | 39032.42 |        |

### (3) 指定地一覧

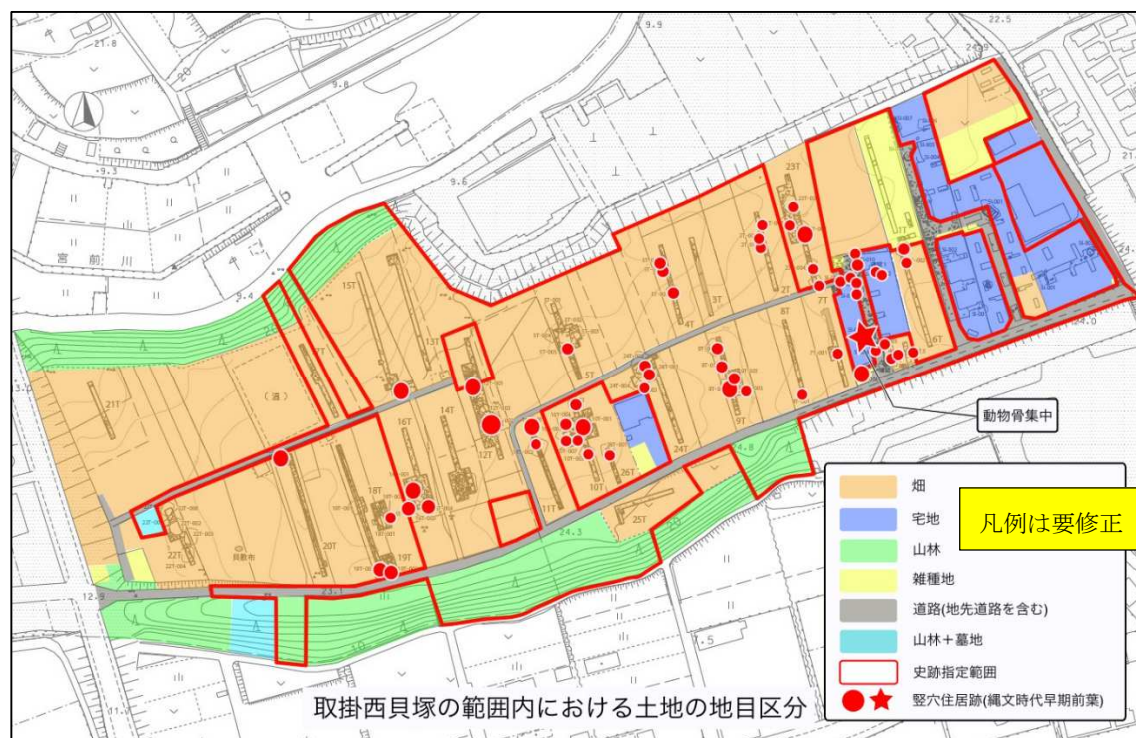
| No. | 地番               | 面積(m <sup>2</sup> ) | 地目 | 指定年月日      |
|-----|------------------|---------------------|----|------------|
| 1   | 船橋市飯山満町1丁目1337番2 | 69.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 2   | 船橋市飯山満町1丁目1338番2 | 13.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 3   | 船橋市飯山満町1丁目1341番2 | 19.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 4   | 船橋市飯山満町1丁目1342番2 | 39.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 5   | 船橋市飯山満町1丁目1344番1 | 866.00              | 山林 | 令和3年10月11日 |
| 6   | 船橋市飯山満町1丁目1344番2 | 33.00               | 山林 | 令和3年10月11日 |
| 7   | 船橋市飯山満町1丁目1345番2 | 23.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 8   | 船橋市飯山満町1丁目1348番1 | 337.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 9   | 船橋市飯山満町1丁目1348番2 | 23.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 10  | 船橋市飯山満町1丁目1349番1 | 198.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 11  | 船橋市飯山満町1丁目1349番2 | 16.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 12  | 船橋市飯山満町1丁目1350番  | 238.00              | 山林 | 令和3年10月11日 |
| 13  | 船橋市飯山満町1丁目1351番  | 776.00              | 山林 | 令和3年10月11日 |
| 14  | 船橋市飯山満町1丁目1352番1 | 462.00              | 山林 | 令和3年10月11日 |
| 15  | 船橋市飯山満町1丁目1352番2 | 52.00               | 山林 | 令和3年10月11日 |
| 16  | 船橋市飯山満町1丁目1353番3 | 145.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 17  | 船橋市飯山満町1丁目1353番4 | 329.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 18  | 船橋市飯山満町1丁目1353番6 | 161.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 19  | 船橋市飯山満町1丁目1353番7 | 18.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 20  | 船橋市飯山満町1丁目1353番8 | 13.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 21  | 船橋市飯山満町1丁目1353番9 | 360.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 22  | 船橋市飯山満町1丁目1354番1 | 846.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 23  | 船橋市飯山満町1丁目1354番2 | 16.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 24  | 船橋市飯山満町1丁目1355番  | 495.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 25  | 船橋市飯山満町1丁目1356番1 | 809.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 26  | 船橋市飯山満町1丁目1356番2 | 2.50                | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 27  | 船橋市飯山満町1丁目1357番2 | 13.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 28  | 船橋市飯山満町1丁目1358番2 | 13.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 29  | 船橋市飯山満町1丁目1359番1 | 918.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 30  | 船橋市飯山満町1丁目1362番1 | 930.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 31  | 船橋市飯山満町1丁目1363番2 | 13.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 32  | 船橋市飯山満町1丁目1363番3 | 207.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 33  | 船橋市飯山満町1丁目1364番1 | 846.00              | 畑  | 令和3年10月11日 |
| 34  | 船橋市飯山満町1丁目1364番2 | 13.00               | 畑  | 令和3年10月11日 |

|    |                   |         |       |            |
|----|-------------------|---------|-------|------------|
| 35 | 船橋市飯山満町1丁目1365番1  | 936.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 36 | 船橋市飯山満町1丁目1366番1  | 70.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 37 | 船橋市飯山満町1丁目1367番   | 99.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 38 | 船橋市飯山満町1丁目1368番   | 763.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 39 | 船橋市飯山満町1丁目1369番1  | 783.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 40 | 船橋市飯山満町1丁目1369番2  | 13.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 41 | 船橋市飯山満町1丁目1370番1  | 866.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 42 | 船橋市飯山満町1丁目1370番2  | 13.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 43 | 船橋市飯山満町1丁目1371番   | 839.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 44 | 船橋市飯山満町1丁目1372番   | 99.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 45 | 船橋市飯山満町1丁目1373番   | 112.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 46 | 船橋市飯山満町1丁目1374番   | 849.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 47 | 船橋市飯山満町1丁目1375番1  | 839.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 48 | 船橋市飯山満町1丁目1375番2  | 13.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 49 | 船橋市飯山満町1丁目1376番1  | 809.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 50 | 船橋市飯山満町1丁目1376番2  | 13.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 51 | 船橋市飯山満町1丁目1377番   | 849.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 52 | 船橋市飯山満町1丁目1378番   | 109.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 53 | 船橋市飯山満町1丁目1380番1  | 915.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 54 | 船橋市飯山満町1丁目1380番2  | 16.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 55 | 船橋市飯山満町1丁目1381番1  | 1527.00 | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 56 | 船橋市飯山満町1丁目1381番2  | 412.00  | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |
| 57 | 船橋市飯山満町1丁目1381番5  | 161.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 58 | 船橋市飯山満町1丁目1381番8  | 13.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 59 | 船橋市飯山満町1丁目1381番9  | 13.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 60 | 船橋市飯山満町1丁目1381番11 | 23.00   | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |
| 61 | 船橋市飯山満町1丁目1381番12 | 57.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 62 | 船橋市飯山満町1丁目1381番13 | 29.00   | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |
| 63 | 船橋市飯山満町1丁目1381番14 | 49.00   | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 64 | 船橋市飯山満町1丁目1381番18 | 12.00   | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 65 | 船橋市飯山満町1丁目1381番19 | 43.00   | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 66 | 船橋市飯山満町1丁目1381番20 | 1.95    | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 67 | 船橋市飯山満町1丁目1382番2  | 991.00  | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 68 | 船橋市飯山満町1丁目1382番3  | 16.00   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 69 | 船橋市飯山満町1丁目1383番1  | 771.00  | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |

|     |                   |        |       |            |
|-----|-------------------|--------|-------|------------|
| 70  | 船橋市飯山満町1丁目1383番2  | 16.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 71  | 船橋市飯山満町1丁目1383番3  | 9.90   | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |
| 72  | 船橋市飯山満町1丁目1383番4  | 1.96   | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 73  | 船橋市飯山満町1丁目1383番5  | 25.00  | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 74  | 船橋市飯山満町1丁目1384番1  | 513.00 | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 75  | 船橋市飯山満町1丁目1384番11 | 13.00  | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |
| 76  | 船橋市飯山満町1丁目1384番12 | 429.00 | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |
| 77  | 船橋市飯山満町1丁目1384番14 | 30.00  | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 78  | 船橋市飯山満町1丁目1384番15 | 2.69   | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 79  | 船橋市飯山満町1丁目1384番16 | 528.00 | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 80  | 船橋市飯山満町1丁目1385番2  | 26.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 81  | 船橋市飯山満町1丁目1386番1  | 992.12 | 宅地    | 令和3年10月11日 |
| 82  | 船橋市飯山満町1丁目1386番2  | 439.00 | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 83  | 船橋市飯山満町1丁目1386番3  | 39.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 84  | 船橋市飯山満町1丁目1386番5  | 130.37 | 宅地    | 令和3年10月11日 |
| 85  | 船橋市飯山満町1丁目1386番6  | 77.00  | 公衆用道路 | 令和3年10月11日 |
| 86  | 船橋市飯山満町1丁目1386番7  | 1.86   | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 87  | 船橋市飯山満町1丁目1386番15 | 247.30 | 宅地    | 令和3年10月11日 |
| 88  | 船橋市飯山満町1丁目1386番19 | 269.00 | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 89  | 船橋市飯山満町1丁目1387番1  | 16.00  | 原野    | 令和3年10月11日 |
| 90  | 船橋市飯山満町1丁目1387番4  | 9.41   | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 91  | 船橋市飯山満町1丁目1387番5  | 13.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 92  | 船橋市飯山満町1丁目1387番6  | 16.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 93  | 船橋市飯山満町1丁目1387番7  | 16.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 94  | 船橋市飯山満町1丁目1387番8  | 13.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 95  | 船橋市飯山満町1丁目1387番10 | 26.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 96  | 船橋市飯山満町1丁目1387番11 | 13.00  | 雑種地   | 令和3年10月11日 |
| 97  | 船橋市飯山満町1丁目1387番13 | 36.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 98  | 船橋市飯山満町1丁目1387番15 | 16.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 99  | 船橋市飯山満町1丁目1387番16 | 120.00 | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 100 | 船橋市飯山満町1丁目1387番18 | 13.00  | 畑     | 令和3年10月11日 |
| 101 | 船橋市飯山満町1丁目1387番19 | 9.91   | 原野    | 令和3年10月11日 |
| 102 | 船橋市米ヶ崎町461番       | 175.00 | 山林    | 令和3年10月11日 |
| 103 | 船橋市米ヶ崎町463番       | 654.00 | 山林    | 令和3年10月11日 |
| 104 | 船橋市米ヶ崎町464番1      | 418.00 | 山林    | 令和3年10月11日 |

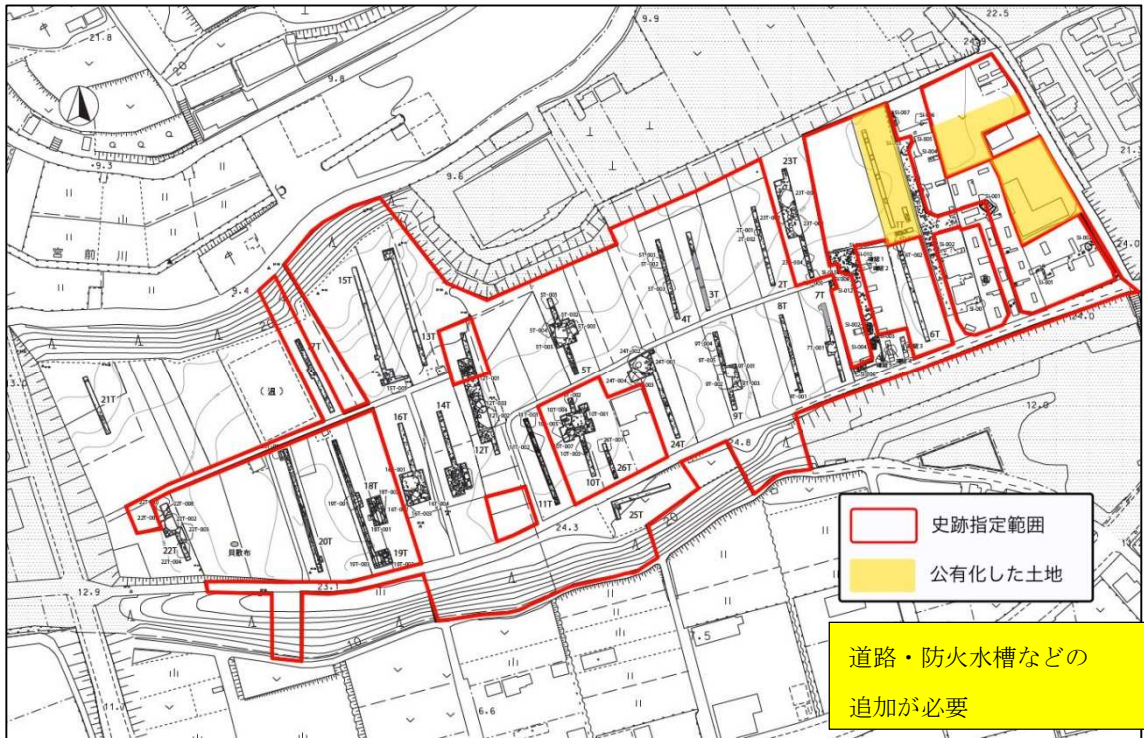
|     |   |         |    |                  |
|-----|---|---------|----|------------------|
| 105 | 船橋市米ヶ崎町 465 番 1   | 1572.00 | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 106 | 船橋市米ヶ崎町 466 番   | 1920.00 | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 107 | 船橋市米ヶ崎町 468 番   | 459.00  | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 108 | 船橋市米ヶ崎町 480 番   | 115.00  | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
|     |   | 29.00   | 墓地 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 109 | 船橋市米ヶ崎町 482 番 2   | 23.00   | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 110 | 船橋市米ヶ崎町 483 番 2   | 19.00   | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 111 | 船橋市米ヶ崎町 484 番 2   | 23.00   | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 112 | 船橋市米ヶ崎町 485 番 2   | 26.00   | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 113 | 船橋市米ヶ崎町 487 番 2   | 13.00   | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 114 | 船橋市米ヶ崎町 488 番 2   | 6.61    | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 115 | 船橋市米ヶ崎町 489 番 2   | 6.61    | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 116 | 船橋市米ヶ崎町 490 番 1   | 347.00  | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 117 | 船橋市米ヶ崎町 490 番 2   | 6.61    | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 118 | 船橋市米ヶ崎町 491 番   | 1120.00 | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 119 | 船橋市米ヶ崎町 492 番   | 1252.00 | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 120 | 船橋市米ヶ崎町 493 番 1   | 350.00  | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 121 | 船橋市米ヶ崎町 493 番 2   | 13.00   | 畑  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 122 | 船橋市米ヶ崎町 494 番 1   | 499.00  | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 123 | 船橋市米ヶ崎町 494 番 2   | 29.00   | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 124 | 船橋市米ヶ崎町 495 番 1   | 393.00  | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 125 | 船橋市米ヶ崎町 495 番 2   | 29.00   | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 126 | 船橋市米ヶ崎町 496 番 2   | 9.91    | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 127 | 船橋市米ヶ崎町 497 番 2   | 9.91    | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 128 | 船橋市米ヶ崎町 498 番 2   | 13.00   | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 129 | 船橋市米ヶ崎町 499 番 2   | 3.30    | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 130 | 船橋市米ヶ崎町 500 番 1   | 406.00  | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 131 | 船橋市米ヶ崎町 500 番 2   | 3.30    | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 132 | 船橋市米ヶ崎町 501 番 2   | 6.61    | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 133 | 船橋市米ヶ崎町 502 番 2   | 3.30    | 山林 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 134 | 船橋市飯山満町 1 丁目 1337 番地 2 と 1386 番地 3 に挟まれ、同 1352 番地 2 と 1353 番地 8 に挟まれるまでの道路敷 | 1170.22 | 里道 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 135 | 船橋市飯山満町 1 丁目 1353 番地 8 と 1354 番地 2 に挟まれ、同 1379 番地と 1381 番地 18 に挟まれるまでの道路敷   | 503.97  | 里道 | 令和 3 年 10 月 11 日 |

|     |  |          |    |                  |
|-----|--|----------|----|------------------|
| 136 | 船橋市米ヶ崎町 465 番地 1 と 492 番地に挟まれ、同 475 番地と 480 番地に挟まれるまでの道路敷のうち 323.97 m <sup>2</sup> | 323.97   | 里道 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 137 | 船橋市米ヶ崎町 493 番地 2 と 494 番地 2 に挟まれ、同 482 番地 2 と 502 番地 2 に挟まれるまでの道路敷                 | 538.13   | 里道 | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 合計  |  | 39032.42 |    |                  |

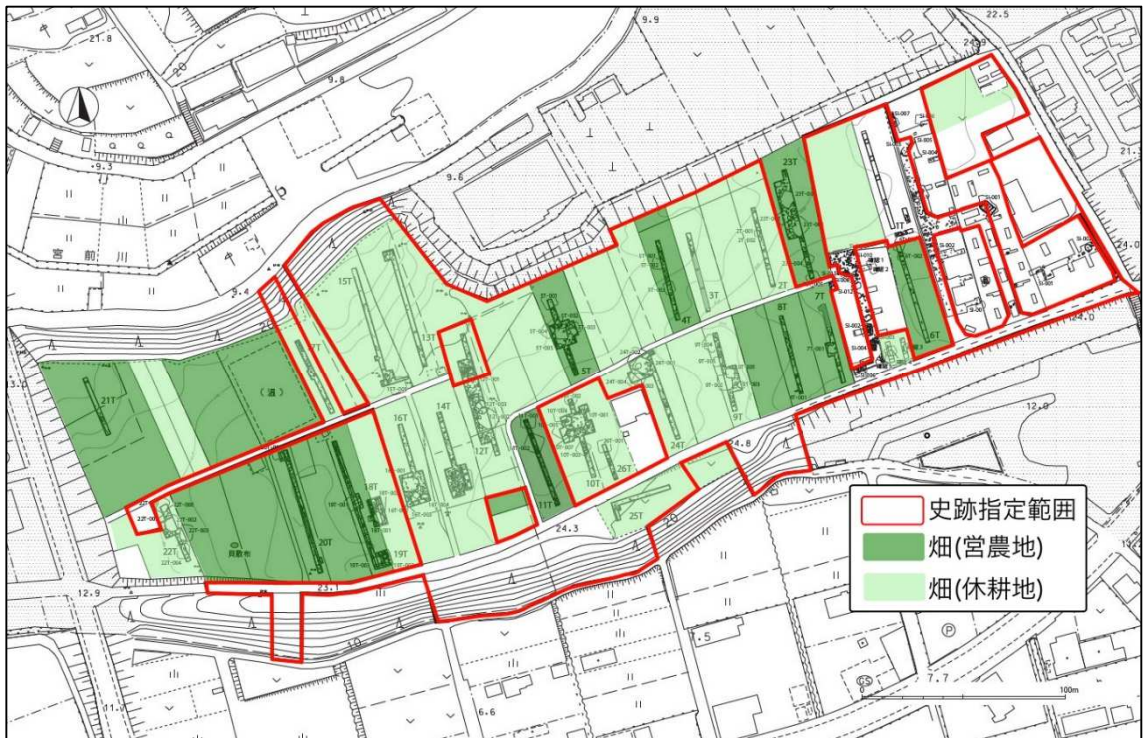


第●図 取掛西貝塚の範囲内における土地の地目区分





第●図 取掛西貝塚の史跡指定地内における公有地の範囲



第●図 取掛西貝塚における農地利用状況 (令和●年●月現在)



## 第3章 取掛西貝塚の本質的価値

### 第1節 史跡等の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文に立脚しながら、史跡の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示するものとされています。史跡取掛西貝塚について、指定に値する本質的価値を明確に認識し、関係者間での共通理解とすることは、史跡の保存・活用の原点となります。

したがって、令和3年の指定説明文とともに、「月刊文化財 第696号」に記載されている説明文をもとに、それらから類推し読み取れる内容を含めて本質的価値を検討し明示します。

#### ① 東京湾東岸部最古の貝塚を伴う集落跡

取掛西貝塚は、東京湾奥部では初めて確認された出現期の貝塚です。縄文時代における貝塚の分布状況としては、東京湾東岸部は日本列島で最も貝塚が多く密集する地域です。取掛西貝塚は、そのなかでも希少な最古段階の貝塚であり、この地域における貝塚形成の開始期の状況を知る上でも欠かせない遺跡といえます。

加えて、全国的にも数少ない縄文時代早期前葉の貝塚のなかでも、取掛西貝塚では集落と貝塚を同時に検出しており、両者の関係が明らかな事例として特に貴重な遺跡です。

また、取掛西貝塚では縄文時代前期前半の貝塚及び集落も検出されています。つまり、縄文海進の開始期（約1万年前）と、縄文海進の最盛期（約6千年前）という、東京湾の形成史において環境が大きく異なる二つの時期に、貝塚を伴う集落が同じ場所にあります。これら2つの時期を比較すると、動物資源の利用や廃棄について差異があり、縄文人の行動に変化があったものとみられることから、今後の分析・研究の深化により、環境変化に対する縄文人の適応を明らかにしていくことができると考えられます。

#### ② 縄文時代早期前葉で関東最大の集落跡

これまでに取掛西貝塚で確認された、縄文時代早期前葉の竪穴住居跡の分布状況をみると、東西約320m・南北約100mの範囲に広がり、部分的な発掘調査の範囲内だけでも58棟の竪穴住居跡が確認されています。概ね同時期における他の集落遺跡と比較すると、縄文早期前葉の集落（居住域）としては関東最大級といえる規模です。また、この規模は累積的に形成されたものであり、出土土器からみると集落の帰属時期が3時期に大別され、時期が下るごとに居住域の分布が西から東へ遷移することが確認されました。

#### ③ 縄文時代早期前葉の動物利用や植物利用、精神文化について多様な実態を示す遺跡

取掛西貝塚では、貝層や当時の土壌について自然科学分析を実施した結果、動物・植物の遺存体・痕跡が多数得られています。これらの豊富な手がかりによって、当時の食料や生業活動、生活空間の周辺環境についての推測を可能とする、希少な遺跡です。

縄文海進開始期における東京湾奥部の汽水域では、取掛西貝塚の調査成果によって動植物利用の実態が初めて明らかになったといえます。

個々の資料に関する成果は以下のとおりです。

- ・貝類：汽水性のヤマトシジミに著しく偏りつつ、淡水性のカワニナ類やオオタニシ、内湾干潟に棲むハマグリもみられます。汽水域を中心としつつも幅広い範囲で貝類採取活動をしていたことがうかがえます。
- ・魚類：淡水～汽水性のコイ科、内湾性のクロダイ属・ボラ科、回遊性のニシン科など多様な環境に生息する種で構成されています。広範な水域を漁場として、大小さまざまな魚類を捕獲していたこと、それを可能とする技術を保有していたことがうかがえます。
- ・鳥獣類：中型獣のイノシシ・シカを主体としつつ、タヌキ・ノウサギなどの小型獣やキジ・カモ類などの鳥類も多くみられることから、多角的な狩猟活動を行っていたことがうかがえます。
- ・植物：早期前葉の遺跡において、炭化種実と土器圧痕の両者を量的に検討した初の事例です。堅果類のオニグルミ、漿果類のエノキ属・キハダ・カラスザンショウ・ミズキ、マメ類のダイズ属・ササゲ属などが検出され、多様な植物を選択的かつ複合的に利用していたことがうかがえます。このほか、国内最古級となるコクゾウムシ類の圧痕を検出しており、早期前葉の食糧貯蔵や居住の定着性を評価するうえで重要です。
- ・装飾品：サメ歯製、タカラガイ製など様々な装飾品が出土しており、特にツノガイ類（化石）を素材とする貝製品（装飾品）が2,000点以上出土したことは特筆され、一つの遺跡で出土した量としては国内最多です。かつ、素材・破損品・未成品（未研磨品）を含むことから、生産・流通に関わる遺跡の可能性を示唆する重要な遺跡です。ツノガイ類化石の産地は、三浦半島の可能性が指摘されています。
- ・特異な動物骨集中：堅穴住居跡廃絶後の窪みからイノシシ・シカの頭骨が集中して出土し、いずれも著しい被熱痕跡がみられました。頭骨の並び方からは意図的な配列の可能性も考えられ、特異なありかたを示しています。儀礼の痕跡の是非については慎重な検討が必要であるものの、縄文人の精神世界を考える上で注目される貴重な事例です。



<取掛西貝塚の本質的価値の総括的な明示>

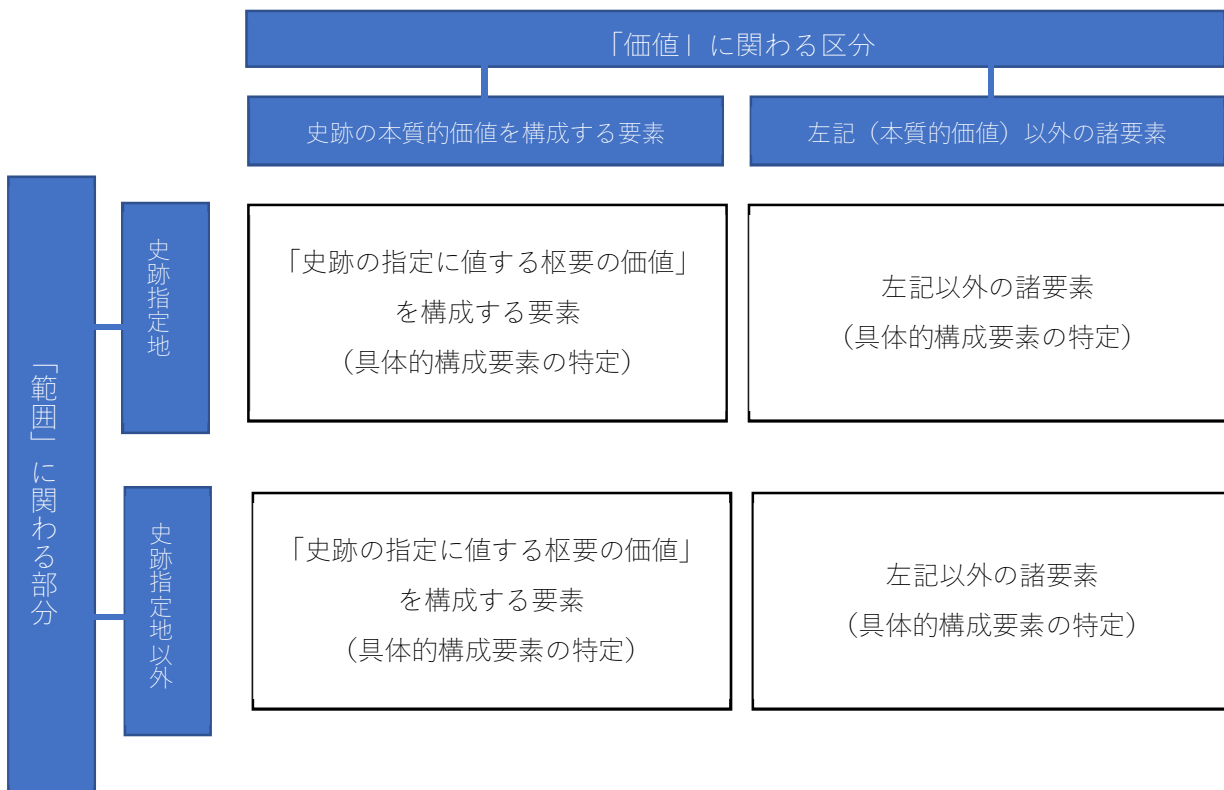
縄文時代早期前葉の集落として、東京湾東岸部最古の貝塚と関東最大級の規模をもち、豊富な出土品から当時の生業や精神文化、居住の実態に迫ることのできる希少な遺跡

## 第2節 構成要素の特定

### ① 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての価値（本質的価値）を構成する要素」と「それ以外の要素」という、価値に関わる区分が求められています。

また、本計画では第1章（2）「計画の目的と対象範囲」で示しているように、史跡指定地外も計画策定の範囲としており、追加指定や関連する文化財の保存・活用も検討します。したがって、次に示すように、価値と範囲という2本の軸によって構成要素を特定します。



第●図 構成要素の特定の考え方（2本の軸）

#### ●「価値」に関わる部分

史跡の保存・活用（整備）にあたっては、その本質的価値を構成するものとして何があり、一方でそれ以外の構成要素に何があるかを、具体的に把握・整理する必要があります。

本質的価値を構成する要素については、その保存・活用が前提となるものです。また、それ以外の構成要素については一律に捉えるものではなく、様々な要素を内包することから、個々の構成要素について、それぞれの内容や性格、本質的価値との関係を考慮したうえで、把握・整理する必要があります。

このような考え方のもと、以下では本章「（1）史跡等の本質的価値の明示」で示した内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定します。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外（その他の要素）については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関りを考慮して区分します。史跡を構成する要素については、大きく次のA～Eに区分します。

#### **A：史跡の本質的価値を構成する要素**

- ・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

※歴史的な環境としてまもっていくものとして、その保存・活用を前提とします。指定地外に所在する要素にあつては、指定地外にあるが史跡と同等の価値を有するものとして、その保存・活用を検討します。

#### **B～E：史跡の本質的価値を構成する要素（A）以外の諸要素**

##### **B：史跡の本質的価値と一体的に、又は関連して歴史的環境・資源を構成する要素**

- ・取掛西貝塚の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素

※取掛西貝塚の本質的価値を構成する要素との関係を考慮しながら、適切に維持管理するものとして、必要に応じて保存・活用及び整備のあり方、内容を検討します。

##### **C：自然環境を構成する要素**

- ・史跡指定地及びその周辺における自然的な要素（地形、樹木・森林、その他植生）

※指定地及び周辺における自然的な要素かつ適切に維持管理するものとして、史跡と一体的な景観形成・環境保全を検討します。

##### **D：史跡の保存・活用に資する要素**

- ・取掛西貝塚に関わるアクセスや案内表示板（サイン類）、説明板、保存施設、管理・便益施設ほか。

##### **E：その他の要素（A～D以外の要素）**

- ・上記のA～D以外で、史跡の保存・活用や景観の保全・形成に関係する要素（史跡との関係で調整が必要な要素、留意事項を含む）、または撤去すべき要素として将来的に除去や移転を検討するもの。

#### **●「範囲」に関わる部分**

計画の対象とする範囲は第1章（2）「計画の目的と対象範囲」であり、史跡指定地と史跡指定地外（保護すべき範囲）とに区分されます。

#### **② 構成要素**

取掛西貝塚の価値に関わる5つの要素（A～E）、範囲に関わる2つの区分（史跡指定地、史跡指定地外（保護すべき範囲））に基づき、下表のとおり構成要素を特定します。



表● 構成要素の特定

|                     | A  | B   | C  | D                                  | E  |
|---------------------|--|---|--|------------------------------------|--|
| 区分                  | 史跡の本質的価値を構成する要素<br>(歴史的な環境としてまもって<br>いくもの／指定地外にあるが、<br>史跡と同等の価値を有するもの) | 本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素<br>(適切に維持管理するもの) | 自然環境を構成する要素<br>(指定地及び周辺における自然的な要素・適切に維持管理するもの) | 史跡の保存・活用に資する要素<br>(利活用に関連するもの)     | その他の要素・史跡とは関わらない諸要素<br>(将来的に除去や移転を検討するもの)  |
| 史跡指定地内              | 縄文時代集落遺跡を構成する遺構(貝塚、竪穴住居跡、土坑、動物骨集中を含む)                                  | 古代集落遺跡を構成する遺構<br>近世遺構及び石造物<br>肥溜め             | 樹林<br>自然地形<br>遺跡が立地する台地地形                      | 史跡説明板・表示板<br>誘導標識※未設置<br>境界標<br>擁壁 | 建物、その他構造物(道路、防火水槽、貯水池、道路標識、ガードレール、電柱・電線、街灯、携帯電話基地局、雨水貯留槽、肥溜め、商業看板)<br><br>遺構に悪影響を与える樹木、その他の撤去すべき要素 |
| 史跡指定地外<br>(保護すべき範囲) | 縄文時代集落遺跡を構成する遺構(貝塚、竪穴住居跡、土坑、動物骨集中を含む)                                  | 弥生時代集落遺跡を構成する遺構<br>近世遺構及び石造物<br>肥溜め           | 樹林<br>自然地形<br>遺跡が立地する台地地形                      | 境界標<br>擁壁                          | 建物、その他構造物(〃)<br><br>遺構に悪影響を与える樹木、その他の撤去すべき要素   |